

令和 6 年

奈良市議会 6 月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 23 号	繰越明許費繰越計算書及び継続費繰越計算書並びに予 算繰越計算書の報告について……………	1
〃 第 24 号	奈良市国民保護計画の変更の報告について……………	14
〃 第 25 号	株式会社奈良市清美公社の経営状況の報告について……………	15
〃 第 26 号	奈良市市街地開発株式会社の経営状況の報告について……………	26
〃 第 27 号	公益財団法人奈良市生涯学習財団の経営状況の報告に ついて……………	34
〃 第 28 号	一般財団法人奈良市総合財団の経営状況の報告につい て……………	50
〃 第 29 号	市長専決処分の報告について……………	71
〃 第 30 号	市長専決処分の報告について……………	75
〃 第 31 号	市長専決処分の報告について……………	77
〃 第 32 号	市長専決処分の報告について……………	79
〃 第 33 号	市長専決処分の報告について……………	81
〃 第 34 号	市長専決処分の報告について……………	83
〃 第 35 号	市長専決処分の報告について……………	85
奈良市議案第 51 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	87
〃 第 52 号	令和 6 年度奈良市一般会計補正予算（第 1 号）……………	100
〃 第 53 号	奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につ いて……………	117
〃 第 54 号	奈良市税条例の一部改正について……………	118
〃 第 55 号	奈良市国民健康保険条例の一部改正について……………	121
〃 第 56 号	奈良市体育施設条例の一部改正について……………	124
〃 第 57 号	奈良市営住宅条例の一部改正について……………	126
〃 第 58 号	奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につい て……………	127
〃 第 59 号	奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 の一部改正について……………	129

奈良市議案第 60 号	奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について……………	130
〳 第 61 号	財産の取得について……………	131
〳 第 62 号	奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について……………	134
〳 第 63 号	奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について……………	137
〳 第 64 号	奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分について……………	140
〳 第 65 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任の承認を求めることについて……………	143
〳 第 66 号	固定資産評価員の選任について……………	145
〳 第 67 号	監査委員の選任について……………	147

繰越明許費繰越計算書及び継続費繰越計算書
並びに予算繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項並びに同法施行令第18条の2第1項の規定に基づき、次の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和5年度奈良市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 2 令和5年度奈良市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 3 令和5年度奈良市水道事業会計継続費繰越計算書
- 4 令和5年度奈良市水道事業会計予算繰越計算書
- 5 令和5年度奈良市下水道事業会計予算繰越計算書

令和5年度奈良市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2. 総務費	1. 総務管理費	自治会等活動推進経費	円 3,000,000	円 3,000,000
		庁舎等施設整備事業	388,030,000	377,800,000
		スポーツ施設整備事業	528,600,000	422,900,000
	2. 企画費	交通環境整備経費	120,745,000	120,745,000
		エネルギー政策経費	167,630,000	167,418,000
		防災対策経費	10,229,000	10,229,000
		文化振興施設整備事業	286,336,000	259,096,000
	3. 徴税費	賦課事務経費	6,000,000	6,000,000
	4. 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務経費	25,828,000	25,828,000
	3. 民生費	1. 社会福祉費	社会福祉事務経費	1,650,000
住民税非課税世帯支援給付金事業経費			3,326,620,000	125,707,000
低所得者支援・定額減税補足給付金事業経費			1,179,300,000	760,000,000
認知症施策推進事業経費			2,000,000	2,000,000
2. 児童福祉費		子どもの貧困対策事務経費	5,700,000	5,700,000
		子ども医療費助成経費	2,750,000	2,750,000
		学童保育経費	3,240,000	3,108,000
		児童福祉施設整備事業	189,000,000	101,332,000
		認定こども園施設整備事業	169,352,000	169,352,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	予防接種経費	16,137,000	16,137,000
		保健衛生施設整備事業	80,100,000	71,900,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
				3,000,000
	⑤ 53,683,000	302,200,000		21,917,000
		422,900,000		—
				120,745,000
	⑤ 139,330,000			28,088,000
	⑤ 2,935,000	3,000,000		4,294,000
		246,400,000		12,696,000
				6,000,000
	⑤ 25,828,000			—
				1,650,000
	⑤ 25,957,000			99,750,000
	⑤ 760,000,000			—
	⑤ 2,000,000			—
5,700,000				—
				2,750,000
				3,108,000
	⑤ 69,310,000 ⑤ 17,326,000	14,600,000		96,000
	⑤ 10,241,000	42,500,000		116,611,000
	⑤ 16,137,000			—
		60,900,000		11,000,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
	3. 清掃費	工場維持補修経費	円 117,700,000	円 117,700,000
		清掃施設整備事業	32,890,000	32,890,000
5. 労働費	1. 労働諸費	労働福祉施設整備事業	16,000,000	16,000,000
6. 農林水産業費	1. 農林費	特産団地育成経費	98,753,000	89,774,000
		土地基盤整備事業	73,988,000	72,645,000
		元気な森林づくり経費	9,460,000	9,218,000
		林業施設整備事業	2,145,000	1,535,000
7. 商工費	1. 商工費	移住・就業・起業支援経費	20,000,000	20,000,000
8. 観光費	1. 観光費	針テラス運営管理経費	14,982,000	7,183,000
		観光施設整備事業	1,100,000	385,000
9. 土木費	2. 道路橋梁費	道路橋梁維持補修経費	54,638,000	52,389,000
		道路橋梁新設改良事業	1,315,256,000	971,358,000
	3. 河川費	河川堤防改修事業	35,216,000	6,000,000
	4. 都市計画費	都市計画事務経費	120,757,000	111,819,000
		バリアフリー基本構想策定経費	10,600,000	10,599,000
		景観まちづくり事務経費	4,000,000	4,000,000
		歴史的風致形成建造物保存整備事業経費	10,000,000	10,000,000
		街路事業	903,412,000	799,569,000
		J R奈良駅付近連続立体交差事業	428,383,000	365,686,000
		公園管理経費	6,293,000	6,145,000
		公園維持補修経費	38,312,000	37,013,000
公園事業	387,000,000	360,906,000		

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
		117,700,000		—
				32,890,000
		16,000,000		—
	④ 89,774,000			—
	④ 21,350,000			51,295,000
9,218,000				—
	④ 537,000	900,000		98,000
				20,000,000
7,183,000				—
		300,000		85,000
		43,900,000		8,489,000
	⑤ 274,835,000	696,100,000		423,000
		6,000,000		—
	⑤ 41,839,000			69,980,000
	⑤ 3,532,000			7,067,000
	⑤ 2,000,000			2,000,000
	⑤ 5,000,000			5,000,000
	⑤ 397,445,000	401,800,000		324,000
		365,600,000		86,000
				6,145,000
				37,013,000
10,000,000	⑤ 33,499,000	293,400,000	⑤ 23,909,000	98,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
	6. 住宅費	住宅管理経費	円 25,495,000	円 24,655,000
		公営住宅整備事業	46,648,000	46,538,000
10. 消防費	1. 消防費	消防施設整備事業	79,078,000	77,435,000
11. 教育費	1. 教育総務費	不登校児童生徒サポート事業 経費	3,000,000	—
		中高一貫校施設整備事業	1,362,097,000	984,700,000
	2. 小学校費	小学校施設整備事業	727,739,000	393,224,000
	3. 中学校費	中学校施設整備事業	42,600,000	—
	6. 社会教育費	指定文化財補助経費	33,120,000	32,236,000
		輝くNARA歴史資産活用経費	40,270,000	37,410,000
		社会教育施設整備事業	109,408,000	105,400,000
合 計			12,682,587,000	7,457,064,000

令和5年度奈良市土地区画整理事業

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2. JR奈良駅南地区土地区画整理事業費	1. JR奈良駅南地区土地区画整理事業費	JR奈良駅南地区土地区画整理事業	円 329,711,000	円 167,919,000
合 計			329,711,000	167,919,000

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	⑧ 8,391,000			16,264,000
		27,300,000		19,238,000
		40,800,000		36,635,000
				—
	⑧ 146,175,000	838,500,000		25,000
		388,200,000		5,024,000
				—
				32,236,000
				37,410,000
		105,400,000		—
32,101,000	2,147,124,000	4,434,400,000	23,909,000	819,530,000

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

特別会計繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	⑧ 5,793,000	55,600,000		106,526,000
	5,793,000	55,600,000		106,526,000

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

令和5年度奈良市水道事業会計

款	項	事業名	継続費額の総額	令和5年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計
1. 資本的支出	1. 建設改良費	(仮称) 飛鳥ポンプ所 築造工事	円 341,000,000	円 192,970,000	円 44,123,000	円 237,093,000
		緑ヶ丘浄水場 高圧受変 電設備 改良工事	87,010,000	34,804,000		34,804,000
		口径200～ 100耗配水 支管改良工事	219,366,000	168,438,000		168,438,000
		口径150～ 50耗配水 支管改良工事	180,685,000	76,534,000		76,534,000
		口径150～ 100耗配水 支管改良工事	179,930,000	66,989,000		66,989,000
		各施設 高圧受変 電設備 改良工事	91,960,000	9,196,000		9,196,000
		都祁水道事業 中央監視制御 システム 更新工事	249,339,000	68,535,000	43,670,000	112,205,000
		針ヶ別所 中継ポンプ 更新工事	75,900,000	22,770,000		22,770,000
		月ヶ瀬 簡易水道事業 中央監視制御 システム 更新工事	91,249,000	22,024,000	25,740,000	47,764,000
合	計	1,516,439,000	662,260,000	113,533,000	775,793,000	

継続費繰越計算書

支払義務発生 (見込)額	残 額	翌 年 度 繰越繰越額	翌年度繰越繰越額 に係る財源内訳		翌年度繰越繰越額 に係る繰越を 要するたな卸資産 の購入限度額
			企業債	損益勘定 留保資金	
円	円	円	円	円	円
	237,093,000	237,093,000		237,093,000	
32,450,000	2,354,000	2,354,000		2,354,000	
	168,438,000	168,438,000		168,438,000	
	76,534,000	76,534,000		76,534,000	
	66,989,000	66,989,000		66,989,000	
9,130,000	66,000	66,000		66,000	
89,548,800	22,656,200	22,656,200		22,656,200	
	22,770,000	22,770,000	22,700,000	70,000	
28,639,600	19,124,400	19,124,400		19,124,400	
159,768,400	616,024,600	616,024,600	22,700,000	593,324,600	

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和5年度奈良市水道事業会計
地方公営企業法第26条第1項

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1. 資本の支出	1. 建設改良費	配水施設整備事業	円 114,674,000	円 8,001,400	円 89,800,000
		施設事業	240,608,000	89,976,653	123,868,000
		配水施設改良事業	613,404,560	392,846,759	138,579,000
		受託配水管改良事業	184,149,000	6,383,675	132,412,000
		東部地域建設改良事業	126,108,000	44,888,550	58,010,000
		都祁地域建設改良事業	190,246,000	35,460,671	88,102,000
		月ヶ瀬地域建設改良事業	102,492,000	12,466,960	89,664,000
合	計		1,571,681,560	590,024,668	720,435,000

予算繰越計算書

の規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
企業債	受託負担金	繰 越 工事資金	損益勘定 留保資金			
円	円		円 89,800,000	円 16,872,600	円	設計内容の検討 に時間を要した ため
			123,868,000	26,763,347		隣接者との施行 調整及び設計内 容の検討に時間 を要したため
	2,404,000		136,175,000	81,978,801		設計内容の検討 に時間を要した ため
	71,067,000		61,345,000	45,353,325		設計内容の検討 に時間を要した ため
			58,010,000	23,209,450		県随伴工事のため
76,100,000		6,708,900	5,293,100	66,683,329		設計内容の検討 等に時間を要し たため
79,500,000			10,164,000	361,040		資材製作遅延の ため
155,600,000	73,471,000	6,708,900	484,655,100	261,221,892		

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和5年度奈良市下水道事業会計
地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1. 資本的支出	1. 建設改良費	管渠建設事業	76,633,000	66,167,269	4,530,000
		管渠改良事業	353,528,000	30,717,640	286,748,000
合		計	430,161,000	96,884,909	291,278,000

予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳					不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説 明
国庫補助金	企業債	工事負担金	繰 越 工事資金	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	円	円	
	4,500,000			30,000	5,935,731		設計内容の検 討に時間を要 したため
40,217,000	220,100,000	7,400,000	18,950,000	81,000	36,062,360		主に随伴工事 における関係 機関との工期 の調整による もの
40,217,000	224,600,000	7,400,000	18,950,000	111,000	41,998,091		

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市国民保護計画の変更の報告について

奈良市国民保護計画を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第8項において準用する同条第6項の規定により次のとおり報告する。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 奈良市国民保護計画（別冊）

株式会社奈良市清美公社の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社奈良市清美公社の経営状況を次のとおり報告する。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和5年度事業報告書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

1. 事業概要

株式会社奈良市清美公社は、公共への奉仕をモットーに積極的に生活環境の保全と美化の推進に寄与するために、奈良市等からの受託事業として、し尿収集運搬、公園・広場等の清掃、ごみ・再生資源収集運搬、犬・猫等動物の捕獲運搬及び飼育等の業務を実施した。

一方、受託外許認可業務等として、浄化槽の清掃の業務を積極的な企業運営により行った。

2. 事業内容

(1) 受託事業

- し尿収集運搬及び手数料徴収業務
- 公園・広場等の清掃、公衆便所の清掃、地下道等の清掃に関する業務
- アダプトプログラム、グリーンサポートによるごみ収集運搬に関する業務
- 家庭ごみ、再生資源の各収集運搬、焼却灰・非鉄の運搬に関する業務
- 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務

(2) 受託外許認可業務等

- 浄化槽の清掃に関する業務

3. 各事業の実施事項

※（ ）内は対前年度増減率

(1) 受託事業

① し尿収集運搬業務

「奈良市一般廃棄物処理計画」に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の2の規定を遵守し、一般家庭及び事業所等のし尿汲取を実施した。

また、汲取手数料の徴収業務を社員で行い、効率的な徴収体制を確立するため、

口座振替制度への移行の促進に努めた。

○汲取件数	年 間	12,933件	(△5.9%)
	月平均	1,077件	
○従事職員数		7名	
○従事車両		6台	

② 公園・広場（グリーンサポート等によるごみ収集運搬業務を含む）、公衆便所、地下道等の各清掃業務

公園緑地の清掃（草刈り、樹木のせん定、遊具の塗装を含む）、広場等の清掃、グリーンサポート・アダプトプログラムによるごみの収集運搬を実施した。また、公衆便所の清掃・管理及び地下道等清掃の各業務を実施した。

○公園広場緑地（グリーンサポート等を含む）	869か所	(△7.8%)
○公衆便所	1か所	(0%)
○地下道等	1か所	(0%)
○従事職員数	10名	
○従事車両	7台	

③ 家庭ごみ、再生資源の各収集運搬業務、焼却灰・非鉄運搬業務

「奈良市一般廃棄物処理計画」に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の2の規定を遵守し、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、空き缶、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パックの収集運搬業務を実施した。また、環境清美工場より排出されるばいじん処理物及び焼却灰（非鉄）の大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地への運搬業務を実施した。

○ごみ、再生資源

東 部 地 域（田原・柳生・大柳生・東里・狭川・精華・高円山離宮・鉢伏の各地区）	2,409戸	(△3.6%)
中 高 層 住 宅（都市再生機構等）	7,880戸	(0%)
月ヶ瀬・都祁地域	2,788戸	(5.3%)
市街地家庭系ごみ	63,000戸	(0%)
市街地再生資源	167,000戸	(70.4%)

○従事職員数	65名
○従事車両	49台

(2) 受託外許認可業務等

① 浄化槽の清掃業務

浄化槽清掃業務は「浄化槽法」第35条の規定により奈良市長の許可を受け実施した。

○浄化槽清掃	3,230件	(△3.4%)
○従事職員数	2名	
○従事車両	6台	

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	468,782,377	404,026,321	64,756,056	
未収入金	7,730,075	8,130,158	△ 400,083	
受託事業未収金	73,725,462	96,519,926	△ 22,794,464	
手数料未収金	1,698,668	1,946,636	△ 247,968	
前払費用	484,440	804,436	△ 319,996	
貯蔵品	1,080,211	1,809,518	△ 729,307	
未収還付法人税等	3,085,700	0	3,085,700	
立替金	801,961	0	801,961	
貸倒引当金	△ 495,330	△ 635,087	139,757	
流動資産合計	556,893,564	512,601,908	44,291,656	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	63,017,221	59,552,102	3,465,119	
建物附属設備	4,445,108	1,970,781	2,474,327	
構築物	3,542,984	682,036	2,860,948	
機械器具	5	5	0	
車両運搬具	17,141,700	46,018,188	△ 28,876,488	
什器備品	5,951,997	6,090,756	△ 138,759	
電話設備	1,180,000	1,475,000	△ 295,000	
土地	41,962,800	41,962,800	0	
有形固定資産合計	137,241,815	157,751,668	△ 20,509,853	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	309,500	309,500	0	
地役権	300,000	300,000	0	
ソフトウェア	170,167	312,167	△ 142,000	
無形固定資産合計	779,667	921,667	△ 142,000	
(3) 投資その他の資産				
出資金	1,440,000	1,440,000	0	
長期貸付金	3,599,476	3,697,839	△ 98,363	
保証金	10,000	10,000	0	
リサイクル預託金	599,610	623,250	△ 23,640	
投資その他の資産合計	5,649,086	5,771,089	△ 122,003	
固定資産合計	143,670,568	164,444,424	△ 20,773,856	
資産合計	700,564,132	677,046,332	23,517,800	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
II 負債の部				
1. 流動負債				
前受金	3,000	6,000	△ 3,000	
未払金	43,185,787	42,510,867	674,920	
未払法人税等	70,500	10,209,600	△ 10,139,100	
預り金	11,572,883	6,517,937	5,054,946	
仮受金	321,680	250,330	71,350	
手数料未払金	1,828,028	2,148,372	△ 320,344	
未払消費税	13,559,900	9,459,000	4,100,900	
前払金	0	0	0	
修繕引当金	138,859,500	114,060,000	24,799,500	
流動負債合計	209,401,278	185,162,106	24,239,172	
2. 固定負債				
退職給与引当金	168,791,937	184,573,888	△ 15,781,951	
固定負債合計	168,791,937	184,573,888	△ 15,781,951	
負債合計	378,193,215	369,735,994	8,457,221	
III 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	10,000,000	10,000,000	0	
利益剰余金	312,370,917	297,310,338	15,060,579	
利益準備金	2,500,000	2,500,000	0	
任意積立金	0	0	0	
繰越利益剰余金	309,870,917	294,810,338	15,060,579	
純資産合計	322,370,917	307,310,338	15,060,579	
負債及び正味財産合計	700,564,132	677,046,332	23,517,800	

損 益 計 算 書

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
受託事業収入	741,835,419	743,639,864	△ 1,804,445	
浄化槽収入	57,342,033	59,737,042	△ 2,395,009	
売上高合計	799,177,452	803,376,906	△ 4,199,454	
売上原価				
事業直接原価	682,171,290	642,892,671	39,278,619	
売上原価合計	682,171,290	642,892,671	39,278,619	
売上総利益	117,006,162	160,484,235	△ 43,478,073	
販売費及び一般管理費	110,796,204	116,327,282	△ 5,531,078	
営業利益	6,209,958	44,156,953	△ 37,946,995	
営業外収益				
受取利息	29,176	31,172	△ 1,996	
受取配当金	5,200	5,200	0	
雑収入	182,733	458,976	△ 276,243	
営業外収益合計	217,109	495,348	△ 278,239	
営業外費用				
雑損失	0	85	△ 85	
営業外費用合計	0	85	△ 85	
経常利益	6,427,067	44,652,216	△ 38,225,149	
特別利益				
固定資産売却益	0	0	0	
貸倒引当金戻入益	139,757	0	139,757	
退職給与引当金戻入益	15,781,951	10,241,465	5,540,486	
特別利益合計	15,921,708	10,241,465	5,680,243	
特別損失				
資産廃棄損	137,455	290,002	△ 152,547	
貸倒損失	39,148	30,000	9,148	
貸倒引当金繰入損	0	59,775	△ 59,775	
退職給与引当金繰入損	0	0	0	
特別損失合計	176,603	379,777	△ 203,174	
税引前当期純利益	22,172,172	54,513,904	△ 32,341,732	
法人税、住民税及び事業税	7,111,593	20,252,102	△ 13,140,509	
当期純利益	15,060,579	34,261,802	△ 19,201,223	

株主資本等変動計算書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

(単位：円)

		前期末残高	当期変動額	当期純利益	当期変動額合計	当期末残高	
株 主 資 本	資 本 金	10,000,000				10,000,000	
	利益 剰 余 金	利益準備金	2,500,000				2,500,000
		他利益剰余金	294,810,338		15,060,579	15,060,579	309,870,917
	株主資本合計		307,310,338		15,060,579	15,060,579	322,370,917
純 資 産 合 計		307,310,338		15,060,579	15,060,579	322,370,917	
利益 剰 余 金 の 内 訳	利 益 準 備 金	2,500,000				2,500,000	
	繰越利益剰余金	294,810,338		15,060,579	15,060,579	309,870,917	
	利益剰余金合計	297,310,338		15,060,579	15,060,579	312,370,917	

財 産 目 録

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科	目	金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
	現金預金	468,782,377
	現金	0
	当座預金	0
	普通預金	418,782,377
	南都銀行	401,722,028
	奈良信用金庫	4,780,220
	りそな銀行	3,650,968
	ゆうちょ銀行	6,182,423
	奈良県農協	2,446,738
	定期預金	50,000,000
	奈良県農協	50,000,000
	未収金	83,154,205
	受託事業未収金	73,725,462
	手数料未収金	1,698,668
	その他未収金	7,730,075
	立替金	801,961
	前払費用	484,440
	貸倒引当金	△ 495,330
	貯蔵品	1,080,211
	未収還付法人税等	3,085,700
	流動資産合計	556,893,564
2. 固定資産		
有形固定資産		
	土地	41,962,800
	建物	63,017,221
	建物附属設備	4,445,108
	構築物	3,542,984
	機械器具	5
	車両運搬具	17,141,700
	什器備品	5,951,997
	電話設備	1,180,000
無形固定資産		
	電話加入権	309,500
	地役権	300,000
	ソフトウェア	170,167

科 目		金 額
投資その他資産	出資金	1,440,000
	長期貸付金	3,599,476
	保証金	10,000
	リサイクル預託金	599,610
固定資産合計		143,670,568
資産合計		700,564,132
II 負債の部		
1. 流動負債	未払金	58,644,215
	仮受金	321,680
	預り金	11,572,883
	前受金	3,000
	修繕引当金	138,859,500
流動負債合計		209,401,278
2. 固定負債	退職給付引当金	168,791,937
固定負債合計		168,791,937
負債合計		378,193,215
正味財産		322,370,917

役 員

(令和6年3月31日現在)

代表取締役	葛 原 克 巳	
取 締 役	山 口 浩 史	(非常勤)
取 締 役	中久保 晃 一	
取 締 役	乾 一 太 郎	
監 査 役	黒 利 次	(非常勤)
監 査 役	小 西 啓 詞	(非常勤)

奈良市市街地開発株式会社の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、奈良市市街地開発株式会社の経営状況を次のとおり報告する。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和 5 年度事業報告書

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 3 月 3 1 日

1. 事業概要

奈良市市街地開発株式会社は、奈良市内における新しい都市拠点の形成を目指し、地域社会と調和した都市づくりを推進するために設立され、市街地再開発事業による J R 奈良駅前再開発第 1 ビルの商業床の管理運営、近鉄学園前駅南地区再開発ビル管理組合業務代行及び奈良市営西部会館駐車場の管理等を行っている。

令和 5 年度の業績については、物価の上昇等、常に変化する経済状況の中で、様々なリスクに対応し、売上高として 2 0 1, 5 1 4, 9 1 3 円、純利益は 9, 4 3 6, 7 6 7 円となった。

今後においても、社会情勢の変化等も考慮しながら、安定的な業務運営において管理品質、コスト対策など管理運営力の向上を目指し、健全経営の維持を効率的・効果的にを行い、事業収入の安定確保と商業エリアへの集客を図るよう努める。

2. 事業内容

○ J R 奈良駅前再開発第 1 ビル商業床の管理運営

○ 近鉄学園前駅南地区再開発ビルの管理業務

○ 奈良市営西部会館駐車場の管理運営

(令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで指定管理業務受託)

○ 前各号に関連又は付帯する事業

3. 各事業の実施事項

(1) ビル管理運営業務

再開発ビルの管理運営については、総合的な保守管理事業を行うとともに、商業施設・事務所等にふさわしい環境を提供し、利用者への安心感と信頼維持確保に努めた。

○ J R 奈良駅前再開発第 1 ビル商業床

○ 近鉄学園前駅南地区再開発ビル

(2) 駐車場管理運営業務

サービス向上と運営管理の質的改善を常に実施し、奈良市各施設と連携を図り、安全で快適かつ適切な奈良市営西部会館駐車場の管理等を行った。

※（ ）内は対前年度増減率

○奈良市営西部会館駐車場出庫台数 38,966台／年（△15.2%）

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	225,195,393	208,897,712	16,297,681	
未収金	132,750	172,750	△ 40,000	
未収入金	5,984,895	5,791,507	193,388	
前払費用	4,918,520	4,791,470	127,050	
流動資産合計	236,231,558	219,653,439	16,578,119	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	15,865,656	15,865,656	0	
建物附属設備	27,547,976	27,547,976	0	
車両運搬具	794,915	794,915	0	
什器備品	1,037,450	1,037,450	0	
減価償却累計額	△ 26,738,483	△ 24,843,359	△ 1,895,124	
有形固定資産合計	18,507,514	20,402,638	△ 1,895,124	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	0	394,000	△ 394,000	
無形固定資産合計	0	394,000	△ 394,000	
(3) 投資その他資産				
保証金	12,960	12,960	0	
投資その他の資産合計	12,960	12,960	0	
固定資産合計	18,520,474	20,809,598	△ 2,289,124	
資産合計	254,752,032	240,463,037	14,288,995	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	3,284,124	2,569,286	714,838	
未払外注費	5,896,679	7,093,962	△ 1,197,283	
未払費用	2,576,273	2,346,137	230,136	
前受金	4,833,070	4,680,357	152,713	
仮受金	843,000	1,087,000	△ 244,000	
預り金	151,300	0	151,300	
売上預り金	9,592,356	8,539,232	1,053,124	
未払法人税等	4,380,000	388,600	3,991,400	
流動負債合計	31,556,802	26,704,574	4,852,228	
2. 固定負債				
預り保証金	33,786,660	33,786,660	0	
固定負債合計	33,786,660	33,786,660	0	
負債合計	65,343,462	60,491,234	4,852,228	
III 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	100,000,000	100,000,000	0	
資本剰余金	18,656,040	18,656,040	0	
利益剰余金	70,752,530	61,315,763	9,436,767	
繰越利益剰余金	70,752,530	61,315,763	9,436,767	
(うち当期純利益)	(9,436,767)	(6,664,058)	(2,772,709)	
純資産合計	189,408,570	179,971,803	9,436,767	
負債及び純資産の部合計	254,752,032	240,463,037	14,288,995	

損 益 計 算 書

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
商業床等管理収入	126,690,149	125,467,370	1,222,779	
学園前再開発ビル受託収入	45,796,384	45,616,839	179,545	
建物施設管理収入	29,028,380	29,103,067	△ 74,687	
売上高合計	201,514,913	200,187,276	1,327,637	
売上原価				
当期売上原価	178,463,054	183,839,999	△ 5,376,945	
売上原価合計	178,463,054	183,839,999	△ 5,376,945	
販売費及び一般管理費	9,237,434	9,297,175	△ 59,741	
営業利益	13,814,425	7,050,102	6,764,323	
営業外収益				
受取利息	2,274	2,144	130	
雑収入	68	412	△ 344	
営業外収益合計	2,342	2,556	△ 214	
経常利益	13,816,767	7,052,658	6,764,109	
税引前当期純利益	13,816,767	7,052,658	6,764,109	
法人税、住民税及び事業税	4,380,000	388,600	3,991,400	
当期純利益	9,436,767	6,664,058	2,772,709	

株主資本等変動計算書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

(単位：円)

		前期末残高	当期変動額	当期純利益	当期変動額合計	当期末残高	
株 主 資 本	資本金	100,000,000				100,000,000	
	資本 剰余 金	資本準備金					
		他資本剰余金	18,656,040				18,656,040
	利益 剰余 金	利益準備金					
		他利益剰余金	61,315,763		9,436,767	9,436,767	70,752,530
	自己株式						
	株主資本合計	179,971,803		9,436,767	9,436,767	189,408,570	
評価・換算差額等合計							
新株予約権							
純資産合計		179,971,803		9,436,767	9,436,767	189,408,570	
資本 剰余 金の 内 訳	他資本剰余金	18,656,040				18,656,040	
	資本剰余金合計	18,656,040				18,656,040	
利益 剰余 金の 内 訳	繰越利益剰余金	61,315,763		9,436,767	9,436,767	70,752,530	
	利益剰余金合計	61,315,763		9,436,767	9,436,767	70,752,530	

財 産 目 録

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科	目	金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
	現金預金	225,195,393
	現金	6,400,840
	普通預金	207,095,777
	南都銀行	207,095,777
	定期預金	11,698,776
	南都銀行	11,698,776
	未収金	132,750
	未収入金	5,984,895
	前払費用	4,918,520
	流動資産合計	236,231,558
2. 固定資産		
有形固定資産		
	建物	15,865,656
	建物附属設備	27,547,976
	車両運搬具	794,915
	什器備品	1,037,450
	減価償却累計額	△ 26,738,483
投資その他資産		
	保証金	12,960
	固定資産合計	18,520,474
	資産合計	254,752,032
II 負債の部		
1. 流動負債		
	未払金	3,284,124
	未払外注費	5,896,679
	未払費用	2,576,273
	前受金	4,833,070
	仮受金	843,000
	預り金	151,300
	売上預り金	9,592,356
	未払法人税等	4,380,000
	流動負債合計	31,556,802
2. 固定負債		
	預り保証金	33,786,660
	固定負債合計	33,786,660
	負債合計	65,343,462
	正味財産	189,408,570

役 員

(令和6年3月31日現在)

取締役社長	西 谷 忠 雄	(非常勤)
取 締 役	栗 山 稔	(非常勤)
取 締 役	上 南 善 嗣	(非常勤)
取 締 役	小 西 啓 詞	(非常勤)
監 査 役	黒 利 次	(非常勤)

公益財団法人奈良市生涯学習財団の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人奈良市生涯学習財団の経営状況を次のとおり報告する。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和5年度事業報告書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

1. 事業概要

公益財団法人奈良市生涯学習財団は、市民の教養の向上、健康の増進、情操を豊かにすること、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する事業及び児童に健全な遊びを与える事業を行うとともに、市民目線での施設運営を行い、学習環境の整備及び子どもにやさしいまちづくりを促進した。

公民館では、自由で主体的な学びを通して、市民の人生をより豊かにするとともに、社会や地域の課題を解決する力を向上させることを目指した。また、子ども・若者から高齢者まで幅広い世代、多様な人々にとって、公民館がいつでも気軽に利用でき、人々の交流と相互理解につながる地域の拠点となるための取組を進めた。さらに、地域の学校園や各種団体、様々な目的を持つ市民活動と連携・協力し、より良い地域社会づくりを目指して事業を行った。

5月8日から新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類感染症になったことを受けて、公民館事業においては計画どおりに事業を展開することができた。施設提供についても活動内容及び利用者数の制限を解除し、全ての活動を気兼ねなく行えるよう環境づくりに努めた。結果、公民館事業・施設提供ともに活気を取り戻し、前年度より利用者数が増加した。

男女共同参画センターでは、市民の男女共同参画社会への意識向上を図り、その推進に向けた活動拠点として、団体の自主的な活動の場、情報収集の場、交流の場となるよう努めた。

西部会館市民ホールでは、市民が気軽に文化芸術に触れることができる施設として、利用の促進に努めるとともに、人生が豊かになるよう市民の文化活動の支援を行った。また、文化に対する興味と関心を高められるよう、情報発信にも積極的に取り組んだ。

児童館では、児童の権利に関する条約（通称：子どもの権利条約）に掲げられた精神及び児童福祉法の理念にのっとり、児童の心身の健やかな成長・発達及び自立を促すこ

とを地域社会の中で具現化することができるよう、児童館の運営を行った。運営に当たっては、保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して、子どもの育成に努めた。児童を取り巻く環境もコロナ禍前に戻りつつあり、それに比例して、子育て支援拠点事業をはじめ諸事業で利用者数が増加した。

2. 事業内容

※（ ）内は対前年度増減率

(1) 受託事業

奈良市から指定を受け、指定管理者として事業方針に基づいた事業を展開した。

① 公民館事業（生涯学習事業）

36,118件（10.7%） 455,602人（10.0%）

●主催事業 513件（3.4%） 51,792人（13.4%）

生涯学習センター・公民館の活性化と、高まる市民の学習意欲と多様なニーズに応えることを目指し、社会教育・生涯学習に関する各種の事業を行い、「誰一人取り残さない」社会を実現していくために、誰もが様々な機会に、様々な場所において学ぶことができるよう学習機会を提供した。また、その成果を個人の生活だけでなく、地域での活動等に生かすことのできる生涯学習社会の実現を目指した。特に、人口減少・少子高齢化が進行する中で、高齢者の学習促進を図り、社会参画や仲間づくりへとつながる事業、安心して子育てができる家庭教育支援の取組を実施し、地域の支援者のつながりが創出されるようにも努めた。

公民館が市民の社会教育・生涯学習の拠点となり、障害や差別などの様々な社会的ハードルを下げ、全ての市民が自由に学ぶことができる場を提供し、誰もが地域社会の一員としてつながり続けることができるよう機会の充実を図った。

なお、各施設が5年毎に策定している事業計画の1年目であり、これまでの5年間の成果・課題を踏まえた目標を策定し、その目標達成のために着実に事業を進めた。

市民がいつでも気軽に利用できる生涯学習活動の拠点として、市民目線で、公民館の効率的な管理運営を行い、適正な施設提供を行った。

令和3年度より進めているWi-Fi環境の整備について、地区館での置き型Wi-Fi機器の貸出に続き、令和4年度は大型館でフリーWi-Fiを導入し、令和5年度はその周知に努めたことにより、公民館利用者の利便性の向上やITを活用した

公民館活動の更なる進展につなげ、次世代を担う若い世代の利用を促進した。

奈良市生涯学習センターは、駐車場や多目的トイレの利便性向上と共有スペース拡張の改修工事により、11月1日から3月31日まで臨時休館した。

また、「子どもの参画ネットワーク奈良」との協働で行っている、子どもが社会の仕組みを楽しく学ぶイベント「子ども奈良CITY」を引き続き開催し、子どもが一人の市民として尊重され、自信に満ちた社会の一員へと成長することを支援した。

○教養・文化・国際交流に関する事業

73件（△3.9%） 7,765人（5.5%）

「生涯学習の入り口へようこそ～奈良博の仏様の味わい方～」

「朗読会 IN 南部」「多聞城に関する謎と諸説」

「飛鳥お宝探訪～奈良ホテル編～」 「都祁散策（ナイトハイクー田の虫送り一）」

他

○教育・福祉・人権に関する事業

65件（△11.0%） 10,482人（17.8%）

「自分らしく生きる」「弁当の社会学～愛情と不安との関係～」

「見て知る！フードバンク」「自宅で最期を迎えるために」「昔のくらし伝承隊」

他

○芸術・芸能に関する事業

93件（△2.1%） 6,573人（△7.6%）

「はじめての“漆細工”」「書道を愉しむ～男性編～」「興東の自然を撮ろう」

「始めよう！ウクレレ」「子ども陶芸教室」他

○科学・情報・産業技術に関する事業

30件（7.1%） 853人（0.1%）

「ワードでチラシを作りましょう」「川の生物を調べよう！」

「初心者向けスマホ講座」「YouTubeを始めよう！」

「STOP温暖化！地球のためにできること」他

○家庭生活・市民生活・娯楽に関する事業

165件（14.6%） 15,095人（13.6%）

「みんなDEつくるスパイスカレー」「子育ておはなし広場」

「味わい深いキムチ作り」「内面キラリ・大人メイクのコツ」

「親子でチャレンジ!DIY」他

○健康・衛生・環境に関する事業

47件(4.4%) 2,944人(6.8%)

「夢を叶える『時間の整理術』」「引っかけたらあかんで!特殊詐欺」

「『眠れない』からサヨウナラ」「生物多様性と環境保護—ベタキンを守る—」

「とみなん防災講座～夜の避難、慌てないために～」他

○体育・スポーツ・レクリエーションに関する事業

40件(14.3%) 8,080人(50.2%)

「いざ!男のスポーツウエルネス吹矢」「ハワイアンフラダンスSHOW」

「初めての軽登山」「ピラティスでリフレッシュ」「ソフトテニスに挑戦!」他

●施設提供 35,605件(10.8%) 403,810人(9.6%)

[指定管理施設]

奈良市生涯学習センター	奈良市立中部公民館	奈良市立西部公民館
奈良市立南部公民館	奈良市立三笠公民館	奈良市立田原公民館
奈良市立富雄公民館	奈良市立柳生公民館	奈良市立若草公民館
奈良市立登美ヶ丘公民館	奈良市立興東公民館	奈良市立春日公民館
奈良市立二名公民館	奈良市立京西公民館	奈良市立平城西公民館
奈良市立伏見公民館	奈良市立富雄南公民館	奈良市立平城公民館
奈良市立飛鳥公民館	奈良市立都跡公民館	奈良市立登美ヶ丘南公民館
奈良市立平城東公民館	奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市立都祁公民館

計24施設

② 男女共同参画センター(生涯学習事業) 施設提供57件(一) 680人(一)

男女共同参画社会を推進するための活動拠点として、施設提供と情報提供を中心に効率的に運営に努めた。運営にあたっては、男女共同参画に関する広報や啓発を重視し、関連書籍を閲覧・貸出できる図書コーナーや情報提供スペースを設け、利用者にとって新しく必要な書籍や情報に目がとまり、手に取ってもらえるよう配架や掲示方法にも工夫を重ね、活動団体がより積極的に活動できるよう、会議室の受付業務や環境整備に努めた。

なお、11月1日から3月31日まで奈良市生涯学習センターの改修工事に伴い、臨時休館した。

[指定管理施設]

奈良市男女共同参画センター

計1施設

③ 西部会館市民ホール（生涯学習事業）

入館者数 34,116人（16.5%）

企画事業 9件（△50.0%） 2,533人（△30.8%）

貸館事業を中心に、様々な団体が市民ホールを発表の場として活用した。このことを通して、発表する市民と来場者である市民がともに主役（主体）となって、文化・芸術に親しんだ。また、市民の文化に対する意識の高揚を図り、市民の文化活動の支援を行った。さらに、文化施設として市民ホールを周知するための広報にも力を入れ、市民にとって身近な施設になるよう努めた。

市民が利用しやすい文化施設として、活動成果である文化・芸術の発表の場となるよう、市民の立場に立ち、適正かつ効率的な施設運営を行った。

[指定管理施設]

奈良市西部会館市民ホール

計1施設

④ 児童館事業（児童福祉事業） 利用者数合計 26,169人（17.6%）

児童の健全育成とともに市民との協働による子育て支援の拠点として事業を展開した。児童福祉法の理念及び奈良市子どもにやさしいまちづくり条例にのっとり、子どもの心身の健やかな成長・発達及びその自立を促すことを地域社会の中で具現化することができるよう、児童館の運営を行った。運営に当たっては、学校と密に連携をとりながら、保護者をはじめとする地域の人々とともに、子どもの年齢や発達の程度に応じた意見を尊重し、その最善の利益が優先されるよう、子どもの育成に努めた。

具体的には、0歳から18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助を行い、自尊感情や自己肯定感、自主性・社会性を育むとともに、情操を豊かにするなど子どもの心身の育成に努めた。児童館は遊びだけでなく、学習する環境も整えている。小学生は下校後、児童館に集い、学習支援を受け、宿題等の勉

強に取り組んだ後、友達との遊びに興じることが一連の流れとなっていることにより、学習習慣が自然と身につき、生きる力を育んできた。

また、子育て家庭の孤立や育児不安が広がっている中で、子育て相談などの子育て支援を日常的に行い、こまめな声掛けにより課題の早期発見や問題発生の予防的な福祉機能を果たすよう努めた。

さらに、子どもたちが地域社会と接点を持つ活動や、子どもを中心とした地域のネットワーク構築を行い、地域での子育て環境づくりを推進することで、子どもにやさしいまちづくりに寄与することを目指した。

令和5年度は、「児童館ガイドライン」等を参考に、座談会や親子事業等の充実した事業を展開するとともに、より多くの子どもたちにとって児童館が学校でも家庭でもない第三の居場所として、心の拠り所となるように運営を行った。また、児童館の対象でありながら利用することの少なかった中学生・高校生たちには、「わくわく子どもフェスタ」等のボランティア活動をきっかけにして、来館を促すよう努めた。併せて思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育めるよう援助をした。保護者に対しても、日常生活の子育ての悩みに対して相談を行った。

これらについて事業アンケートを実施し、児童や保護者のニーズの把握をするとともに、事業の質向上にむけて適宜、職員研修を行った。

○各種活動	19,402人	(22.9%)
「親子ひろば」「あおば教室」他		
○特別行事	287人	(△30.8%)
「わくわく子どもフェスタ」		
○クラブ活動	173人	(10.2%)
「一輪車クラブ」		
○各種教室	1,446人	(4.3%)
「サッカー教室」「和太鼓教室」他		
○自主参加活動（自由来館）	3,478人	(△1.2%)
○会議・その他（奨励会議・貸館など）	1,383人	(40.4%)
[指定管理施設]		

奈良市古市児童館 奈良市横井児童館 奈良市東之阪児童館 奈良市大宮児童館
計4施設

(2) 自主事業 37件 (△14.0%) 4,243人 (△12.0%)

奈良市の関連諸施策や多様な関係機関との連携を図り、以下の4分類にわたって事業を開催し、多様な学習ニーズに応えることのできる学習機会を提供した。また、当財団の取組をより多くの人々にPRするとともに外部収入を獲得するため、職員の特技や専門性を生かし、4件の講師派遣等の事業展開を行った。さらに、自主財源の確保と事業内容の充実のため、外部資金による事業を開催した。

○教養・文化・国際交流に関する事業

1件 (△66.7%) 555人 (△36.8%)

奈良ひとまち大学

○教育・福祉・人権に関する事業

22件 (△24.1%) 1,106人 (△24.0%)

家庭教育サポートネットワーク支援事業

「絵本ひろばIN南部～なぞと時の世界へようこそ～」

「ゆったり子育てひろば～よろず相談会～」 「やすまるさんハイキング」

「親子でチャレンジ!野菜づくり」 「親業って、しんどいよね」

「子どもの笑顔、それが私の幸せ」 「へいじょう子育て交流会」

「子どもの立ち直る力を育てる」 「みんなで作ろう 田舎巻き寿司」他

○家庭生活・市民生活・娯楽に関する事業

6件 (0%) 2,396人 (1.1%)

奈良市子育てスポット事業

「おやこひろば」 「子育てママのひととき」 「なかよレクラブ」

「子育てのんびり空間」 「二名にここ広場」 「ぷよ☆ぷよの会」

○健康・衛生・環境に関する事業

8件 (60.0%) 186人 (57.6%)

キリン・地域のちから応援事業

「カードゲームでつながろう!まちの魅力を再発見 in 朱雀」他

子どもゆめ基金助成事業

「つげまるごと自然体験&発見(川探検)」

「つげまるごと自然体験&発見(カヌー教室)」

「つげまるごと自然体験&発見（星空探検）」

「つげまるごと自然体験&発見（森探検）」

「つげまるごと自然体験&発見（ネイチャークラフト）」

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	137,914,301	133,022,178	4,892,123	
未収金	311,235	303,123	8,112	
貯蔵品	271,704	0	271,704	
立替金	1,302,456	1,504,845	△ 202,389	
流動資産合計	139,799,696	134,830,146	4,969,550	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000,000	50,000,000	0	
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0	
(2) 特定資産				
施設修繕等積立資産	0	2,787,709	△ 2,787,709	
退職給付引当資産	3,840,000	2,424,000	1,416,000	
特定資産合計	3,840,000	5,211,709	△ 1,371,709	
(3) その他固定資産				
リース資産	42,343,169	49,472,676	△ 7,129,507	
その他固定資産合計	42,343,169	49,472,676	△ 7,129,507	
固定資産合計	96,183,169	104,684,385	△ 8,501,216	
資産合計	235,982,865	239,514,531	△ 3,531,666	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	44,088,816	37,323,396	6,765,420	
預り金	4,716,067	1,059,759	3,656,308	
賞与引当金	30,592,000	30,089,000	503,000	
リース債務	16,520,988	17,856,256	△ 1,335,268	
未払消費税等	11,680,900	11,207,200	473,700	
流動負債合計	107,598,771	97,535,611	10,063,160	
2. 固定負債				
リース債務	25,822,181	31,616,420	△ 5,794,239	
退職給付引当金	32,880,000	32,952,000	△ 72,000	
固定負債合計	58,702,181	64,568,420	△ 5,866,239	
負債合計	166,300,952	162,104,031	4,196,921	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
地方公共団体補助金	50,000,000	50,000,000	0	
指定正味財産合計	50,000,000	50,000,000	0	
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)	
2. 一般正味財産				
正味財産合計	69,681,913	27,410,500	△ 7,728,587	
負債及び正味財産合計	235,982,865	239,514,531	△ 3,531,666	

収 支 計 算 書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	3,289	3,289	0	
② 協定事業収入				
指定管理受託収入	758,527,000	758,527,000	0	
講座受講料収入	806,600	806,600	0	
③ 補助金等収入				
補助金収入	5,379,000	5,378,378	622	
④ 自主事業収入				
講師派遣収入	158,450	158,450	0	
事業収入	5,773,500	5,773,500	0	
助成金収入	541,945	541,945	0	
⑤ 雑収入				
受取利息	3,000	2,102	898	
雑収入	564,245	564,245	0	
経常収益計	771,757,029	771,755,509	1,520	
(2) 経常費用				
① 事業費				
給料	155,392,000	155,376,549	15,451	
賃金	159,783,000	158,889,009	893,991	
職員手当	71,846,000	71,737,758	108,242	
福利厚生	71,695,000	71,033,892	661,108	
賞与引当金繰入	29,305,000	29,305,000	0	
諸謝金	9,331,020	9,173,260	157,760	
旅費交通費	319,000	293,856	25,144	
消耗品費	14,297,582	14,027,882	269,700	
燃料費	1,450,000	1,200,488	249,512	
賄材料費	25,000	24,711	289	
会議費	349,199	346,270	2,929	
印刷製本費	1,269,728	1,219,343	50,385	
光熱水料費	57,375,000	56,281,197	1,093,803	
修繕費	19,359,289	19,188,186	171,103	
医薬材料費	56,000	52,403	3,597	
通信運搬費	4,750,716	4,021,369	729,347	
減価償却費	20,649,000	20,639,047	9,953	
手数料	5,669,975	4,930,858	739,117	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
保険料	2,086,015	1,972,227	113,788	
委託費	80,442,500	79,572,591	869,909	
賃借料	6,482,005	4,840,830	1,641,175	
負担金	121,000	120,600	400	
広告料	0	0	0	
租税公課	42,629,000	42,228,100	400,900	
② 管理費				
給料	7,289,000	7,287,341	1,659	
賃金	5,897,000	5,890,460	6,540	
職員手当	3,545,000	3,354,141	190,859	
福利厚生	3,164,000	3,138,200	25,800	
賞与引当金繰入	1,287,000	1,287,000	0	
諸謝金	190,000	51,000	139,000	
旅費交通費	286,000	197,550	88,450	
消耗品費	106,000	95,817	10,183	
燃料費	56,000	54,591	1,409	
光熱水料費	2,551,000	2,542,737	8,263	
通信運搬費	177,000	155,705	21,295	
手数料	502,000	498,740	3,260	
委託費	638,000	634,368	3,632	
賃借料	708,000	707,611	389	
負担金	7,000,000	6,994,709	5,291	
租税公課	167,000	118,700	48,300	
経常費用計	788,246,029	779,484,096	8,761,933	
当期経常増減額	△ 16,489,000	△ 7,728,587	△ 8,760,413	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 16,489,000	△ 7,728,587	△ 8,760,413	
一般正味財産期首残高	27,410,500	27,410,500	0	
一般正味財産期末残高	10,921,500	19,681,913	△ 8,760,413	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000,000	50,000,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000,000	50,000,000	0	
III 正味財産期末残高	60,921,500	69,681,913	△ 8,760,413	

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	3,289	1,500	1,789	
② 協定事業収入				
指定管理受託収入	758,527,000	726,000,000	32,527,000	
講座受講料収入	806,600	775,200	31,400	
③ 補助金等収入				
補助金収入	5,378,378	4,905,845	472,533	
④ 自主事業収入				
講師派遣収入	158,450	112,200	46,250	
事業収入	5,773,500	4,923,620	849,880	
助成金収入	541,945	642,895	△ 100,950	
⑤ 雑収入				
受取利息	2,102	2,042	60	
雑収入	564,245	1,173,727	△ 609,482	
経常収益計	771,755,509	738,537,029	33,218,480	
(2) 経常費用				
① 事業費				
給料	155,376,549	154,945,908	430,641	
賃金	158,889,009	148,715,939	10,173,070	
職員手当	71,737,758	65,968,732	5,769,026	
福利厚生	71,033,892	69,119,668	1,914,224	
賞与引当金繰入	29,305,000	28,841,000	464,000	
諸謝金	9,173,260	9,210,696	△ 37,436	
旅費交通費	293,856	167,116	126,740	
消耗品費	14,027,882	8,374,051	5,653,831	
燃料費	1,200,488	1,230,089	△ 29,601	
賄材料費	24,711	19,999	4,712	
会議費	346,270	339,597	6,673	
印刷製本費	1,219,343	808,941	410,402	
光熱水料費	56,281,197	56,870,577	△ 589,380	
修繕費	19,188,186	18,031,488	1,156,698	
医薬材料費	52,403	56,891	△ 4,488	
通信運搬費	4,021,369	3,473,893	547,476	
減価償却費	20,639,047	20,056,956	582,091	
手数料	4,930,858	4,137,864	792,994	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
保険料	1,972,227	1,885,376	86,851	
委託費	79,572,591	58,845,115	20,727,476	
賃借料	4,840,830	7,498,264	△ 2,657,434	
負担金	120,600	87,600	33,000	
広告料	0	2,000	△ 2,000	
租税公課	42,228,100	40,731,900	1,496,200	
② 管理費				
給料	7,287,341	7,290,792	△ 3,451	
賃金	5,890,460	5,323,579	566,881	
職員手当	3,354,141	3,094,600	259,541	
福利厚生	3,138,200	3,046,148	92,052	
賞与引当金繰入	1,287,000	1,248,000	39,000	
諸謝金	51,000	160,000	△ 109,000	
旅費交通費	197,550	201,470	△ 3,920	
消耗品費	95,817	13,050	82,767	
燃料費	54,591	54,790	△ 199	
光熱水料費	2,542,737	2,632,301	△ 89,564	
通信運搬費	155,705	127,674	28,031	
手数料	498,740	518,870	△ 20,130	
委託費	634,368	453,488	180,880	
賃借料	707,611	952,584	△ 244,973	
負担金	6,994,709	6,717,965	276,744	
租税公課	118,700	43,500	75,200	
経常費用計	779,484,096	731,298,471	48,185,625	
当期経常増減額	△ 7,728,587	7,238,558	△ 14,967,145	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 7,728,587	7,238,558	△ 14,967,145	
一般正味財産期首残高	27,410,500	20,171,942	7,238,558	
一般正味財産期末残高	19,681,913	27,410,500	△ 7,728,587	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000,000	50,000,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000,000	50,000,000	0	
III 正味財産期末残高	69,681,913	77,410,500	△ 7,728,587	

財 産 目 録

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科	目	金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
	現金預金	137,914,301
	現金手許有高	330,000
	普通預金一般会計	137,584,301
	未収金	311,235
	貯蔵品	271,704
	立替金	1,302,456
	流動資産合計	139,799,696
2. 固定資産		
基本財産		
	定期預金	50,000,000
	南都銀行	10,000,000
	りそな銀行	10,000,000
	三井住友信託銀行	10,000,000
	近畿労働金庫	10,000,000
	奈良県農協	10,000,000
特定資産		
	施設修繕等積立資産	0
	退職給付引当資産	3,840,000
その他固定資産		
	リース資産	42,343,169
	固定資産合計	96,183,169
	資産合計	235,982,865
II 負債の部		
1. 流動負債		
	未払金	44,088,816
	預り金	4,716,067
	賞与引当金	30,592,000
	リース債務	16,520,988
	未払消費税等	11,680,900
	流動負債合計	107,598,771
2. 固定負債		
	リース債務	25,822,181
	退職給付引当金	32,880,000
	固定負債合計	58,702,181
	負債合計	166,300,952
	正味財産	69,681,913

役員

(令和6年3月31日現在)

理事長	西谷忠雄	(非常勤)
副理事長	竹平理恵	(非常勤)
理事	粕井みづほ	(非常勤)
理事	植畑セツ子	(非常勤)
理事	畠中幸治	(非常勤)
理事	森村和枝	(非常勤)
理事	松山鮎子	(非常勤)
理事	山下裕美	(非常勤)
理事	中井弘司	(非常勤)
監事	西本英明	(非常勤)
監事	青木幸子	(非常勤)

一般財団法人奈良市総合財団の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人奈良市総合財団の経営状況を次のとおり報告する。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

令和5年度事業報告書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

1. 事業概要

一般財団法人奈良市総合財団は、奈良市が設置する公共施設の指定管理者として、利用者の視点に立った管理運営に努め、多様化するニーズに応じてあらゆる人にとって利用しやすい施設を目指すとともに、文化・スポーツ・武道の普及振興事業及び「ならまち」・「都祁地域」の歴史文化資産を利用した地域振興事業並びに中小企業勤労者に対する福利厚生事業を実施し、文化の創造及び市民福祉の増進に努めた。

令和5年度からは、北部会館市民文化ホール及びなら工芸館が指定管理施設でなくなったことから経営基盤が極めて厳しい状況となったため、将来に向けた収支不足対策の検討を進め、収益性の確保のために新しい事業の創出や既定事業の見直し及び経費節減等による経営改善に努めた。

今後当財団の運営にあたっては、内部統制の整備や職員の育成を積極的に進めて、市民の要請にきめ細かく応えるための努力を重ねて、地域社会の発展に寄与するべく財団運営を図っていく。

2. 事業内容

各施設の設立趣旨等を踏まえた管理運営と文化の創造と福祉の増進に寄与することを目的として文化振興事業、スポーツ・武道普及振興事業、まちづくり振興事業、勤労者福祉サービス事業、都祁地域振興事業を推進した。

(1) 文化振興事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数は以下のとおりであった。 ※（ ）内は対前年度増減率

なら100年会館	入館者数	225,053人	(35.2%)
奈良市美術館	入館者数	56,455人	(40.1%)
奈良市杉岡華邨書道美術館	入館者数	5,425人	(14.1%)

文化振興事業施設では、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、利用制限を設

けず各種事業を通常どおり開催した。このことにより、なら100年会館は、約58,600人、奈良市美術館は、約16,100人、奈良市杉岡華邨書道美術館は、約600人、入館者数が前年度より増加した。

(事業内容)

豊かな市民文化の形成を図り、鑑賞・創造・学習を柱に市民の美術鑑賞と創作活動の活性化に寄与するための事業を実施した。

○なら100年会館

次世代を担う若手演奏家に活動の場を提供する「なら100クラシックコンサート」、子どもやファミリー向けには、「0歳から楽しめるオーケストラコンサートwith大阪交響楽団」、「なら100ふれあいコンサート ブッピースとうたってあそぼう」等の事業、さらに、アウトリーチ活動として奈良学園小学校へ大阪交響楽団を派遣し、コンサートを開催した。また、ピアノ愛好家のためには、3種類のピアノブランドを活用した「ピアノ試弾会」を実施した。協働・共催事業としては、大宮地区自治協議会と「大宮まつり」、市民フェスティバル実行委員会と「なら市民フェスティバル」、春咲きコンサート実行委員会と「春咲きコンサート」を実施した。また、音楽に親しむ機会を提供するため、18歳以上が対象の「ゆうゆうコーラス」や未就学児とその保護者向けの「たのしいリトミック教室」を開講した。さらに、市民の健康維持を支援するために、健康いきいき講座（ヨガ教室、ソフトストレッチング、ピラティス）を開講するとともに、中高年層や若年層をターゲットにした昭和歌謡・ポップスのコンサートや若手アーティストのコンサートも開催し、多様な層に文化活動への参加を促した。

催事等の開催回数 389回 参加人数 63,177人

○奈良市美術館

主催・共催による展覧会として、奈良市美術家協会と連携して会員による優れた作品を展示する「第42回奈良市美術家展」、美術作品の創作意欲を高めるための公募展「第42回市展なら」、近代奈良の芸術、歴史、生活文化を掘り下げて紹介するシリーズの企画展「奈良を観る」、児童生徒の図工美術の成果を紹介する「第20回奈良市児童生徒作品展」、市内中学校の美術作品を紹介する「第4回奈良市中学校美術部合同展 若鹿たちの美術」、奈良市美術館活性化事業として子どもから大人まで楽しめる「絵本作家 岡田よしたかの世界」を開催し市民文化の創造と振興の促進を図

った。

そのほか、講座関連事業として、奈良の奥深い魅力を散策しながら紹介する「奈良の散歩道」、奈良市美術家協会や奈良女子大学との連携協力による「2023年度市民実技講座・子供のやさしいアート体験」、「第41回市民実技講座作品展」、「仏教美術講座」を開催し芸術文化の発信に寄与した。

催事等の開催回数 21回 参加人数 19,401人

○奈良市杉岡華邨書道美術館

企画展として、平安時代の古筆や奈良時代の古写経といった貴重な資料を公開する展覧会の第3回展となる「成田山書道美術館所蔵 松崎コレクションの古筆と古写経③」や書芸術や書教育などで活躍する多くの人材を輩出してきた書の専門教育を行う大学に焦点を当て紹介するシリーズ展の第3回展となる「京都教育大学で学んだ書家群像」、杉岡華邨氏生誕110年記念の「五鳳と華邨—共に咲く師弟の歩み—」を開催した。館蔵品展「華邨の書に学ぶ—かな作品を臨書する①細字を中心に—」では、華邨作品から臨書で学ぶテキストとしてふさわしい作品を集め紹介した。

さらに、企画展にあわせて書道文化講座を3回、また、書道実技講座として、うちわ・カレンダーを書くワークショップ、高木厚人館長が課題作品を講評・指導する講座「かなの散らしを楽しむ」を2回開催し、水書きで気軽に書道を体験できる「筆書き体験コーナー」や学芸員による「作品解説会」を行った。また、本年度より新たに隔月開催の「初歩からはじめるかな書」を始めた。

そのほかにも奈良教育大学仮名書道研究室の協力により子ども向けの夏休みクイズやわらべうたフェスタでのかな書き体験のワークショップ、さらには未就学児を対象にした「はじめての子ども筆書き体験講座」等の連携事業を行った。

また、奈良市ならまちセンターとの共催により「第3回ならまち年賀状コンクール」や名勝大乘院庭園文化館及び奈良市役所玄関ホールでの出張パネル展や道ばた美術館の開催、動画配信により書道美術館の広報普及を行った。

催事等の開催回数 56回 参加人数 10,466人

(2) スポーツ・武道振興事業

[指定管理施設]

管理施設の利用者数は以下のとおりであった。 ※（ ）内は対前年度増減率

奈良市鴻ノ池陸上競技場等12体育施設

利用者数 871,738人 (70.7%)

奈良市鴻ノ池陸上競技場

奈良市鴻ノ池球場

奈良市鴻ノ池コート

奈良市鴻ノ池スケートボードパーク

奈良市中央体育館

奈良市中央第二体育館

奈良市南部生涯スポーツセンター体育館

奈良市柏木コート

奈良市南部生涯スポーツセンターコート

奈良市柏木球技場

奈良市南部生涯スポーツセンター球技場

奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート 以上12施設

奈良市中央武道場等4体育施設

利用者数 115,804人 (9.3%)

奈良市中央武道場

奈良市中央第二武道場

奈良市弓道場

奈良市鴻ノ池相撲場 以上4施設

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール等18体育施設

利用者数 273,710人 (0.1%)

奈良市緑ヶ丘球場

奈良市西部生涯スポーツセンター体育館

奈良市青山プール

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール

奈良市黒谷コート

奈良市平城第一コート

奈良市平城第二コート

奈良市青山コート

奈良市佐保山コート

奈良市西部生涯スポーツセンターコート

奈良市黒谷球技場

奈良市平城第一球技場

奈良市平城第二球技場

奈良市奈良阪球技場

奈良市登美ヶ丘球技場

奈良市西部生涯スポーツセンター球技場

奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場

奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス 以上18施設

奈良市鴻ノ池陸上競技場等12体育施設を指定管理者の奈良市スポーツまちづくり推進パートナーズ代表ミズノスポーツサービスと協働で管理運営を行い、各施設で記録会や大会を開催した。「Top Sports City 奈良」のパートナーチームであるプロサッカーチーム奈良クラブがJ3リーグをロートフィールド奈良で開催し、プロバスケットボールチームバンビシャス奈良及びプロバレーボールチーム奈良ドリーマーズがロートアリーナ奈良で試合を開催した。奈良市鴻ノ池陸上競技場等11体育施設では年度途中で新たにスケートボードパークが追加され、管理施設が12体育施設となった。ロートアリーナ奈良及び各体育館照明のLED改修工事、ロート奈良テニスコートはフェンス改修工事が行われ、また、補助競技場では第3種公認工事が行われている。

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール等18体育施設では、体育館棟、温水プール更衣室等のLED改修工事が行われたが、空調機故障のため屋内温水プールは12月28日から臨時休館した。青山コートは、ハードコートから人工芝への張替工事が2月10日から開始された。

改修工事等により複数施設が使用中止となったが前年度と同等の入場者数であった。

(事業内容)

体育、スポーツ及び武道の普及振興を図ることにより、健全な心身の維持及び発達並びに明るく豊かな生活の形成に寄与するための事業を実施した。

○奈良市鴻ノ池陸上競技場等12体育施設

奈良市スポーツ協会に加盟している各種団体と連携して競技スポーツの教室や健康

増進につながる事業を実施した。また、「Top Sports City 奈良」のパートナーチーム「バンビシヤス奈良」と提携してバスケットボールスクールを開催した。新規事業として民間企業とタイアップし「モルック大会」、「親子サッカー教室」を開催した。

催事等の開催回数 689回 参加人数 11,354人

○奈良市中央武道場等4体育施設

武道発祥の中心地として、剣道・柔道・なぎなた・槍術・弓道等の各種武道関連団体との連携協力のもと武道教室を開催し、人格の形成、道徳心の向上、礼節を尊重する心の養成を図るとともに、武道人口の裾野の拡大及び武道の更なる発展・活性化に努めた。また、日本を訪れる外国人観光客向け事業の弓道体験教室はより多くの体験機会を提供できるよう日程を増やして開催した。この取組が評価されスポーツ文化ツーリズムアワード2023において「外国人観光客向け本格的弓道体験～古の都奈良で武士の魂にふれてみよう～」が【武道ツーリズム賞】特別賞を受賞した。

催事等の開催回数 1,275回 参加人数 24,933人

○奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール等18体育施設

屋内温水プール、体育館を活用した「水泳教室」や「ストレッチ教室」等を実施した。新規事業は、奈良市富雄東地域包括支援センターと共催で「介護予防・認知症予防講座」を開催した。

屋内温水プールの臨時休館で3期の「水泳教室」等が開催できなくなったことから前年度より事業の開催回数、参加人数はともに減少した。

催事等の開催回数 803回 参加人数 17,005人

(3) まちづくり振興事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数は以下のとおりであった。 ※（ ）内は対前年度増減率

奈良市ならまちセンター	入館者数	111,041人	(△22.5%)
奈良市音声館	入館者数	43,470人	(4.1%)
入江泰吉記念奈良市写真美術館	入館者数	28,469人	(1.9%)
入江泰吉旧居	入館者数	5,744人	(44.5%)
奈良市ならまち格子の家	入館者数	68,377人	(18.5%)

奈良市ならまちセンターでは、外壁等改修工事に伴う9ヶ月間の貸館停止や多くの自主事業が中止となり、約32,300人の減少となった。

入江泰吉記念奈良市写真美術館では、話題性のある写真家を取り上げたことや「第5回入江泰吉記念写真賞」の開催、奈良女子大学との連携協力により若年層への写真芸術の普及に努め、約500人の増加となり復調の傾向にある。入江泰吉旧居は、奈良へ訪れる観光客が増えたことで、約1,800人の増加となり、着実にコロナ禍以前の状態へと戻りつつある。

(事業内容)

なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく奈良町都市景観形成地区を中心とした「ならまち」において、地域の文化振興・活性化のための事業及び広報啓発事業を実施した。

○奈良市ならまちセンター

館内外改修工事の影響が少ない芝生広場や1階ギャラリーを中心に自主及び企画、共催事業を開催した。

奈良出身の演奏家を支援する「ならまちコンサート」や奈良市ふるさと納税を活用した「暮らしに芸術の感動を届けるプロジェクト」など、魅力ある文化芸術を多くの方に届ける事業を館外20か所で開催した。また、地元大学生と連携した「奈良学生演劇祭」、芝生広場では奈良市総合財団各施設のPRを目的とした「ゆかいな仲間たちマルシェ」やピクニック気分ですっきり読書を楽しめる「ならまち青空BOOK CAFE」、奈良の魅力を発信するアート展やワークショップを1階ギャラリーで開催した。

催事等の開催回数 52回 参加人数 96,283人

○奈良市音声館

奈良で古くから歌い継がれてきた“わらべうた”を後世に伝える「ならまちわらべうた教室」、子どもが伝統文化や邦楽を学ぶ場として「伝統文化を学ぼう～子どもお茶教室・子どもいけ花教室・子ども和裁教室～」、「子ども邦楽教室～箏・三味線～」を行った。また、大人が邦楽を学ぶ場として「大人の邦楽～浄瑠璃・箏～」を開講した。奈良の民話普及事業では、民話を題材にした創作ミュージカル公演を2月に4日間開催した。また、大型紙芝居の定期公演に加えアウトリーチ活動として小学校等への出張公演やならまち格子の家での民話の語り公演を行った。わらべうた普及事業

である「出張わらべうた教室」は年間を通して開催した。また、夏休みに「子ども制作教室」を開催した。

「スタインウェイピアノを弾いてみよう」は、好評のため連休に合わせて開催日数を増やし、さらに夏休みには、子ども向けにも開催する等、事業の拡大を図った。

催事等の開催回数 261回 参加人数 6,349人

○入江泰吉記念奈良市写真美術館

展示事業では、企画展として入江泰吉と同様に約半世紀にわたって撮り続けている写真家「池本喜巳展」や写真人生の軌跡を紹介した「百々俊二展」、若手作家の展覧会を開催した。また、本年度開催された第5回入江泰吉記念写真賞受賞作品の眞岡綺音氏「陸の珊瑚」や、第5回ならPHOTOCONTESTでは「なら賞」、「日本経済新聞社賞」等、選出された約30点の作品を展示した。そのほか、奈良国立大学機構（奈良女子大学）と連携協力し、文化庁の「大学における文化芸術推進事業」の一環として、大学と美術館のそれぞれの強みを生かした事業を展開し、その成果を展示公開した（作家・シムラブロス、藤岡亜弥、アンジュンの作品を展示）。

さらに入江泰吉展では新しい奈良の魅力を探る企画として、文楽の演目のゆかりの地を入江作品で紹介する「文楽と大和の風景」や世界文化遺産登録25周年を記念した展覧会「約70年前の古都奈良の貌」と称して約70年前の懐かしい写真を展示した。

館外事業では、春日大社協力のもと境内の着到殿で入江作品を展示し入江泰吉のPRと写真美術館への誘導を図った。

昨年度から取り組んでいるメタバースの実証実験では奈良女子大学気球部、奈良市立都祁小学校、奈良県立奈良南高校写真部と協力し、メタバース内の仮想空間で展覧会をつくり事業展開した。また、奈良地域アートインクルージョン推進事業実行委員会が主催する文化庁補助金事業ではデジタル技術を使って地域のコミュニティとコミュニケーションを図り文化芸術を向上させることを目的に吉野郡下市町、奈良市田原地区、都祁地区、月ヶ瀬地区の4か所で出張美術館を実施した。

奈良市観光協会や国立文楽劇場等と協力したこともあり、新たな客層の誘客に繋がった。

催事等の開催回数 73回 参加人数 25,029人

○入江泰吉旧居

来館者数は前年度に比べ大きく増加した。暗室を使う事業や「お抹茶でひとやすみ」といった飲食の伴う事業については新型コロナウイルス感染症が収まりつつあるが社会状況を考慮し、回数を減らして実施した。また、「入江泰吉を語り継ぐ」「入江泰吉さんぼみち」「入江泰吉と奈良ゆかりの人々」等の講座イベントを実施した。来館者の多くは奈良への旅行者であるため、広報戦略を見直し、講座イベントの充実を図った。

催事等の開催回数 31回 参加人数 239人

○奈良市ならまち格子の家

来館者に対する案内業務（受付やならまち観光の見所紹介）や「ならまちの歴史と町並み紹介」の常設展示、共催事業として、「奈良の民話を楽しもう」を年3回開催した。協力事業として、コトノハ（奈良女子大学フリーペーパー団体）によるパネル展「池田千恵子絵画展」を10月に、なら町家研究会による「明治時代の奈良町家」パネル展を1月に開催した。

催事等の開催回数 36回 参加人数 6,723人

(4) 勤労者福祉サービス事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数は以下のとおりであった。 ※（ ）内は対前年度増減率

奈良市勤労者総合福祉センター 入館者数 53,259人 (6.4%)

奈良市勤労者総合福祉センターでは、事業参加者の増加もあり入館者数は増加した。

(事業内容)

地域経済の担い手である中小企業勤労者を対象に、福祉の向上及び余暇活用の充実、生活の安定を図るため、総合的な福祉事業を実施した。

○奈良市勤労者総合福祉センター

パソコン教室やヨガ教室、陶芸教室のほか、各種教室を開催した。

催事等の開催回数 66回 参加人数 6,146人

○勤労者福祉サービスセンター事業部門

企業内福祉をサポートする役目を担い、勤労者の福利厚生の実現に役立つ事業を実施した。具体的には、市内の中小企業の事業所に対し、福祉事業の内容について広報を行うとともに加入の促進を図った。また、福利厚生事業として会員及びその家族を

対象に、施設割引利用、会員の相互扶助を基本とした各種給付事業、健康維持・健康増進事業及び文化各種教室の受講費補助を行う健康管理事業並びに貸付斡旋事業を実施した。

本施設における各事業に対する利用者数

施設利用事業	延べ人数	16,042人
健康管理事業	延べ人数	2,829人
給付事業		907人
厚生事業（催事等）	3回	127人

(5) 都祁地域振興事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数又は利用者数は以下のとおりであった。

※（ ）内は対前年度増減率

奈良市都祁交流センター	入館者数	12,187人	(0.3%)
奈良市都祁体育館	利用者数	10,235人	(15.1%)
奈良市都祁生涯スポーツセンターコート	利用者数	3,462人	(20.5%)
奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場	利用者数	16,290人	(9.3%)
奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート	利用者数	228人	(△21.4%)
奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス	利用者数	0人	(△100%)

奈良市都祁交流センターは前年度と同等の入館者数であった。

奈良市都祁体育館については、「e古都なら」予約システムの定着のほか、バスケットボール、バレーボール、卓球等の人気スポーツが話題になったこともあり、利用者は1,300人以上の増加となった。

奈良市都祁生涯スポーツセンター等4体育施設については、夏季の猛暑や冬季の凍結等の影響はあったものの、球技場の利用者数は、昨年度より約1,400人増加した。テニスコートも1月、2月が比較的天候もよく暖かかったため、約600人の増加と

なった。多目的コートについては、10月以降ミニサッカーの練習が増加したものの、ゲートボールクラブの解散が響いて減少した。クラブハウス内の会議室の利用はなかった。

(事業内容)

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、利用制限を設けず「つげ映画祭」を6月に実施した。また、地域間・世代間交流事業としてヨガ教室とウォーキング教室を実施した。また、体験教室として「スローエアロビック」を8月から12月にかけて計5回開催した。青空市については、猛暑の影響や台風等による天候不順が重なり開催することができなかった。12月恒例のクリスマスミニコンサートについては、地元中学校吹奏楽部と一般吹奏楽団とのコラボにより盛大に開催することができた。

協力事業では、8月に「つげ夏祭り2023」を開催し、夜空を彩る壮大な花火大会や盆踊り等を実施し、地域のお祭りとして世代間交流に繋げることができた。また11月には3年ぶりに「つげまつり2023」を都祁公民館・都祁福祉センター・都祁交流センター3館に所属するそれぞれの自主クラブが一堂に集い文化祭展示や舞台発表を行い地域間・世代間交流を図ることができた。

催事等の開催回数 12回 参加人数 3,560人

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	248,927,624	268,799,497	△ 19,871,873	
現金	4,847,290	3,495,440	1,351,850	
当座預金	1,500	0	1,500	
普通預金	244,078,834	265,304,057	△ 21,225,223	
未収金	40,104,306	42,586,340	△ 2,482,034	
前払金	1,348,120	1,364,270	△ 16,150	
商品	3,102,297	3,249,334	△ 147,037	
貯蔵品	54,206	54,083	123	
流動資産合計	293,536,553	316,053,524	△ 22,516,971	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000,000	50,000,000	0	
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0	
(2) 特定資産				
財政変動準備積立金	132,000,000	132,000,000	0	
減価償却引当預金	2,738,791	2,738,791	0	
書道芸術振興積立金	36,703,570	36,669,928	33,642	
永年在会給付事業積立預金	4,218,742	4,489,742	△ 271,000	
運営基金積立準備預金	5,628,291	8,322,291	△ 2,694,000	
共済事業引当預金	408,523	37,123	371,400	
記念事業費積立預金	3,484,983	3,484,983	0	
特定資産合計	185,182,900	187,742,858	△ 2,559,958	
(3) その他の固定資産				
車両運搬具	2	2	0	
什器備品	621,667	628,182	△ 6,515	
リース資産	14,407,800	2,637,360	11,770,440	
預託金	9,140	9,140	0	
その他固定資産合計	15,038,609	3,274,684	11,763,925	
固定資産合計	250,221,509	241,017,542	9,203,967	
資産の部合計	543,758,062	557,071,066	△ 13,313,004	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	99,937,380	80,013,969	19,923,411	
前受金	728,200	551,700	176,500	
預り金	21,456,060	9,296,055	12,160,005	
リース債務	2,686,200	2,637,360	48,840	
流動負債合計	124,807,840	92,499,084	32,308,756	
2. 固定負債				
リース債務	11,721,600	0	11,721,600	
固定負債合計	11,721,600	0	11,721,600	
負債の部合計	136,529,440	92,499,084	44,030,356	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	86,003,617	86,003,617	0	
指定正味財産合計	86,003,617	86,003,617	0	
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)	
(うち特定資産への充当額)	(36,003,617)	(36,003,617)	(0)	
2. 一般正味財産	321,225,005	378,568,365	△ 57,343,360	
(うち特定資産への充当額)	(149,179,283)	(151,739,241)	(△ 2,559,958)	
正味財産の部合計	407,228,622	464,571,982	△ 57,343,360	
負債及び正味財産合計	543,758,062	557,071,066	△ 13,313,004	

収 支 計 算 書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				
基本財産受取利息	9,000	6,879	2,121	
② 特定資産運用益				
特定資産受取利息	45,000	41,219	3,781	
③ 受取入会金				
受取入会金	175,000	153,500	21,500	
④ 受取会費				
受取会費	35,816,000	35,555,050	260,950	
⑤ 事業収益				
入場料収益	35,755,000	4,608,300	31,146,700	
受講料収益	67,815,000	50,041,995	17,773,005	
利用料金収益	9,007,000	6,857,880	2,149,120	
出品料収益	600,000	594,000	6,000	
参加費収益	1,662,000	773,900	888,100	
普及事業収益	485,000	159,500	325,500	
小売業収益	3,425,000	2,439,770	985,230	
受取手数料	2,489,000	3,296,761	△ 807,761	
事業受託収益	210,000	337,984	△ 127,984	
共催事業管理収益	12,365,000	14,530,000	△ 2,165,000	
その他収益	709,000	1,892,525	△ 1,183,525	
⑥ 受取補助金等				
受取指定管理料	1,182,204,000	1,196,049,123	△ 13,845,123	
受取地方公共団体補助金	26,002,000	26,002,000	0	
受取民間助成金	800,000	0	800,000	
⑦ 受取負担金				
受取負担金	20,965,000	17,516,950	3,448,050	
⑧ 雑収益				
受取利息	4,000	5,796	△ 1,796	
雑収益	2,470,000	5,953,237	△ 3,483,237	
運営協力金等収益	2,256,000	2,366,959	△ 110,959	
経常収益計	1,405,268,000	1,369,183,328	36,084,672	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費				
給料手当	444,341,000	455,358,285	△ 11,017,285	
臨時雇賃金	61,564,000	47,733,084	13,830,916	
福利厚生費	98,505,000	87,551,850	10,953,150	
視察費	50,000	0	50,000	
旅費交通費	947,000	517,060	429,940	
通信運搬費	9,136,000	7,131,910	2,004,090	
減価償却費	2,906,000	2,928,845	△ 22,845	
地方公共団体帰属備品等購入費	3,058,000	3,051,825	6,175	
消耗什器備品費	1,410,000	405,770	1,004,230	
消耗品費	25,749,000	16,642,277	9,106,723	
修繕費	14,471,000	11,674,046	2,796,954	
印刷製本費	11,945,000	9,480,112	2,464,888	
燃料費	1,434,000	1,162,300	271,700	
光熱水料費	261,332,000	262,292,013	△ 960,013	
賃借料	28,965,000	23,925,497	5,039,503	
保険料	7,257,000	5,559,062	1,697,938	
諸謝金	37,596,000	25,521,016	12,074,984	
租税公課	57,177,000	55,523,685	1,653,315	
支払負担金	4,114,000	4,072,930	41,070	
支払助成金	49,601,000	42,326,499	7,274,501	
委託費	328,088,000	285,084,199	43,003,801	
会議費	25,000	3,000	22,000	
支払手数料	8,363,000	4,674,092	3,688,908	
広告宣伝費	2,663,000	914,900	1,748,100	
仕入	1,609,000	1,305,185	303,815	
交際費	65,000	58,000	7,000	
原材料費	1,435,000	1,226,390	208,610	
医薬材料費	1,621,000	1,552,936	68,064	
雑費	98,000	603,930	△ 505,930	
② 管理費				
役員報酬	6,279,000	6,184,300	94,700	
給料手当	45,513,000	46,462,821	△ 949,821	
福利厚生費	9,490,000	9,335,364	154,636	
研修費	106,000	105,210	790	
旅費交通費	21,000	9,160	11,840	
通信運搬費	441,000	300,068	140,932	
減価償却費	202,000	201,505	495	
消耗什器備品費	56,000	55,880	120	
消耗品費	416,000	324,301	91,699	
修繕費	8,000	0	8,000	
印刷製本費	28,000	27,500	500	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
燃料費	36,000	30,000	6,000	
賃借料	3,330,000	3,109,346	220,654	
保険料	5,000	3,200	1,800	
諸謝金	1,557,000	1,557,000	0	
租税公課	40,000	27,139	12,861	
支払負担金	281,000	218,140	62,860	
委託費	2,140,000	2,095,500	44,500	
支払手数料	198,000	197,299	701	
経常費用計	1,535,672,000	1,428,524,431	107,147,569	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 130,404,000	△ 59,341,103	△ 71,062,897	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 130,404,000	△ 59,341,103	△ 71,062,897	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
① 受取補助金等				
受取地方公共団体補助金	0	15,556,385	△ 15,556,385	
② 雑益				
雑益	0	8,750,226	△ 8,750,226	
経常外収益計	0	24,306,611	△ 24,306,611	
(2) 経常外費用				
① 特別退職金				
特別退職金	0	15,556,385	△ 15,556,385	
② 雑損失				
雑損失	0	6,681,483	△ 6,681,483	
経常外費用計	0	22,237,868	△ 22,237,868	
当期経常外増減額	0	2,068,743	△ 2,068,743	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 130,404,000	△ 57,272,360	△ 73,131,640	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 130,404,000	△ 57,272,360	△ 73,131,640	
法人税、住民税及び事業税	3,243,000	71,000	3,172,000	
当期一般正味財産増減額	△ 133,647,000	△ 57,343,360	△ 76,303,640	
一般正味財産期首残高	378,569,000	378,568,365	635	
一般正味財産期末残高	244,922,000	321,225,005	△ 76,303,005	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004,000	86,003,617	383	
指定正味財産期末残高	86,004,000	86,003,617	383	
III 正味財産期末残高	330,926,000	407,228,622	△ 76,302,622	

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				
基本財産受取利息	6,879	5,100	1,779	
② 特定資産運用益				
特定資産受取利息	41,219	40,732	487	
③ 受取入会金				
受取入会金	153,500	169,000	△ 15,500	
④ 受取会費				
受取会費	35,555,050	35,818,250	△ 263,200	
⑤ 事業収益				
入場料収益	4,608,300	9,087,550	△ 4,479,250	
受講料収益	50,041,995	64,422,625	△ 14,380,630	
利用料金収益	6,857,880	6,816,920	40,960	
出品料収益	594,000	536,000	58,000	
協賛金収益	0	3,077,149	△ 3,077,149	
参加費収益	773,900	1,128,000	△ 354,100	
普及事業収益	159,500	132,500	27,000	
小売業収益	2,439,770	2,350,770	89,000	
受取手数料	3,296,761	4,564,040	△ 1,267,279	
事業受託収益	337,984	180,451	157,533	
共催事業管理収益	14,530,000	13,142,760	1,387,240	
その他収益	1,892,525	1,315,038	577,487	
⑥ 受取補助金等				
受取指定管理料	1,196,049,123	1,282,301,022	△ 86,251,899	
受取地方公共団体補助金	26,002,000	92,473,909	△ 66,471,909	
⑦ 受取負担金				
受取負担金	17,516,950	17,729,790	△ 212,840	
⑧ 雑収益				
受取利息	5,796	6,033	△ 237	
雑収益	5,953,237	6,241,235	△ 287,998	
運営協力金等収益	2,366,959	2,699,587	△ 332,628	
経常収益計	1,369,183,328	1,544,238,461	△ 175,055,133	

科 目	当 年 度	前 年 度	增 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費				
給料手当	455,358,285	473,537,401	△ 18,179,116	
臨時雇賃金	47,733,084	55,328,184	△ 7,595,100	
福利厚生費	87,551,850	90,606,161	△ 3,054,311	
旅費交通費	517,060	434,840	82,220	
通信運搬費	7,131,910	7,363,219	△ 231,309	
減価償却費	2,928,845	3,204,782	△ 275,937	
地方公共団体帰属備品等購入費	3,051,825	118,800	2,933,025	
消耗什器備品費	405,770	174,240	231,530	
消耗品費	16,642,277	15,864,677	777,600	
修繕費	11,674,046	11,719,381	△ 45,335	
印刷製本費	9,480,112	9,662,309	△ 182,197	
燃料費	1,162,300	1,132,572	29,728	
光熱水料費	262,292,013	298,336,099	△ 36,044,086	
賃借料	23,925,497	27,199,954	△ 3,274,457	
保険料	5,559,062	6,371,841	△ 812,779	
諸謝金	25,521,016	34,596,402	△ 9,075,386	
租税公課	55,523,685	62,012,285	△ 6,488,600	
支払負担金	4,072,930	4,100,967	△ 28,037	
支払助成金	42,326,499	43,859,061	△ 1,532,562	
委託費	285,084,199	283,617,931	1,466,268	
会議費	3,000	3,000	0	
支払手数料	4,674,092	4,016,590	657,502	
広告宣伝費	914,900	1,302,300	△ 387,400	
仕入	1,305,185	1,166,136	139,049	
交際費	58,000	65,000	△ 7,000	
原材料費	1,226,390	1,114,222	112,168	
医薬材料費	1,552,936	1,301,155	251,781	
雑費	603,930	3,000	600,930	
② 管理費				
役員報酬	6,184,300	3,090,000	3,094,300	
給料手当	46,462,821	46,190,015	272,806	
福利厚生費	9,335,364	8,837,532	497,832	
研修費	105,210	60,200	45,010	
旅費交通費	9,160	6,270	2,890	
通信運搬費	300,068	268,554	31,514	
減価償却費	201,505	120,879	80,626	
消耗什器備品費	55,880	658,218	△ 602,338	
消耗品費	324,301	465,690	△ 141,389	
印刷製本費	27,500	16,500	11,000	
燃料費	30,000	28,000	2,000	
賃借料	3,109,346	4,080,733	△ 971,387	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
保険料	3,200	3,200	0	
諸謝金	1,557,000	437,500	1,119,500	
租税公課	27,139	30,977	△ 3,838	
支払負担金	218,140	204,850	13,290	
委託費	2,095,500	2,139,500	△ 44,000	
支払手数料	197,299	168,673	28,626	
経常費用計	1,428,524,431	1,505,019,800	△ 76,495,369	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 59,341,103	39,218,661	△ 98,559,764	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 59,341,103	39,218,661	△ 98,559,764	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
① 受取補助金等				
受取地方公共団体補助金	15,556,385	0	15,556,385	
② 雑益				
雑益	8,750,226	2,837,000	5,913,226	
経常外収益計	24,306,611	2,837,000	21,469,611	
(2) 経常外費用				
① 特別退職金				
特別退職金	15,556,385	0	15,556,385	
② 雑損失				
雑損失	6,681,483	42,302	6,639,181	
経常外費用計	22,237,868	42,302	22,195,566	
当期経常外増減額	2,068,743	2,794,698	△ 725,955	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 57,272,360	42,013,359	△ 99,285,719	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 57,272,360	42,013,359	△ 99,285,719	
法人税、住民税及び事業税	71,000	6,138,800	△ 6,067,800	
当期一般正味財産増減額	△ 57,343,360	35,874,559	△ 93,217,919	
一般正味財産期首残高	378,568,365	342,693,806	35,874,559	
一般正味財産期末残高	321,225,005	378,568,365	△ 57,343,360	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,003,617	86,003,617	0	
指定正味財産期末残高	86,003,617	86,003,617	0	
III 正味財産期末残高	407,228,622	464,571,982	△ 57,343,360	

財 産 目 録

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科	目	金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
	現金預金	248,927,624
	現金	4,847,290
	当座預金	1,500
	ゆうちょ銀行	1,500
	普通預金	244,078,834
	南都銀行	239,083,998
	近畿労働金庫	4,994,836
	未収金	40,104,306
	前払金	1,348,120
	商品	3,102,297
	貯蔵品	54,206
	流動資産合計	293,536,553
2. 固定資産		
基本財産		
	定期預金	50,000,000
	南都銀行	10,000,000
	近畿労働金庫	10,000,000
	奈良県農業協同組合	10,000,000
	奈良信用金庫	10,000,000
	大和信用金庫	10,000,000
特定資産		
	財政変動準備積立金	132,000,000
	減価償却引当預金	2,738,791
	書道芸術振興積立金	36,703,570
	永年在会給付事業積立預金	4,218,742
	運営基金積立準備預金	5,628,291
	共済事業引当預金	408,523
	記念事業費積立預金	3,484,983
その他固定資産		
	車両運搬具	2
	什器備品	621,667
	リース資産	14,407,800
	預託金	9,140
	固定資産合計	250,221,509
	資産合計	543,758,062
II 負債の部		
1. 流動負債		
	未払金	99,937,380
	前受金	728,200
	預り金	21,456,060
	リース債務	2,686,200
	流動負債合計	124,807,840
2. 固定負債		
	リース債務	11,721,600
	固定負債合計	11,721,600
	負債合計	136,529,440
	正味財産	407,228,622

役 員

(令和6年3月31日現在)

理事(理事長)	西 谷 忠 雄	(常 勤)
理事(副理事長)	小 西 啓 詞	(非常勤)
理 事	嶋 崎 隆 則	(常 勤)
理 事	金 春 康 之	(非常勤)
理 事	松 山 隆	(非常勤)
理 事	高 木 厚 人	(非常勤)
理 事	谷 奥 哲 彦	(非常勤)
理 事	野 崎 尚 利	(非常勤)
理 事	新 司 正 人	(非常勤)
理 事	森 本 哲 次	(非常勤)
監 事	岡 本 善 英	(非常勤)
監 事	黒 利 次	(非常勤)

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和6年4月24日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に 関する訴えの提起について

本市は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 市営住宅を明渡し、かつ原状に復し、奈良市営住宅条例第38条第4項の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃等及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別 表

番号	住 所	氏 名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1	████████████████████ ████████████████████	████████	████████████████████	家賃滞納

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年4月19日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年12月13日午後5時頃、奈良市都祁甲岡町地内において発生した、市道のアスファルトの剥離により、走行していた相手方の原動機付自転車が転倒し、損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 27,796円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年5月10日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年8月6日午後7時30分頃、奈良市押熊町地内において市道を自転車で走行していた相手方が、転落防止柵が設置されていない水路に転落して負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 257,870円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年5月10日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年8月17日午前9時50分頃、奈良市杏町地内において発生した、本市業務に使用した奈良市社会福祉協議会所有の軽自動車と相手方の軽自動車とが接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 348,164円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年5月10日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年3月4日午前8時20分頃、奈良市法華寺町地内において発生した、本市の公用車が民家の外壁に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 183,700円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年5月13日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年2月23日午前8時30分頃、奈良市四条大路四丁目地内において発生した、本市の公用車が民家の外構フェンスに接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 366,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年5月17日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年4月16日午前7時頃、奈良市法蓮佐保山一丁目地内において発生した、市道上の溝蓋の跳ね上がりにより、走行していた相手方の普通自動車の後部バンパーが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 62,000円

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 奈良市税条例の一部改正について

市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和6年3月31日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 奈良市税条例の一部改正について

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第22条、第24条から第25条の2まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第24条の2第2項、第44条の5第1項及び前条の規定の適用については、第24条の2第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第44条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第34条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前

の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）

）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）

）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第33条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第33条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、同項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に

係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第44条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第44条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第44条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第44条の3に規定する

特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間

においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第44条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第44条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満

であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第44条の5第2項の規定により読み替えられた第44条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第44条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第44条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第22条及び第24条から第25条の2まで並びに附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第25条の2第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第25条の2第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第9項を第8項とし、第10項を第9項とする。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の2中「令和3年法律第7号」を「令和6年法律第4号」に、「附則第1

4条第1項」を「附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第14条第4項を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第18条中「又は第4項」を削る。

附則第19条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第23条の2第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第24条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第25条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第28条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第28

条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第28条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第28条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第28条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第28条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第28条の3の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第28条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第28条の3の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第28条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第28条の3の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第28条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第28条の3の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第28条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第28条の9を削る。

附則第28条の10（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条を附則第28条の9とする。

附則第29条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度

から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第29条の2中「令和3年法律第7号」を「令和6年法律第4号」に、「附則第14条第1項」を「附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第30条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第32条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第35条中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び次条第2項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税につ

いては、なお従前の例による。

- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

令和6年度奈良市一般会計 補正予算（第1号）

令和6年度奈良市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ490,563千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163,212,673千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国庫支出金		35,583,192 ^{千円}	412,386 ^{千円}	35,995,578 ^{千円}
	2. 国庫補助金	3,767,839	384,232	4,152,071
	4. 国庫交付金	9,780,219	28,154	9,808,373
21. 繰越金		-	51,966	51,966
	1. 繰越金	-	51,966	51,966
22. 諸収入		3,167,493	12,211	3,179,704
	4. 雑入	2,403,402	12,211	2,415,613
23. 市債		15,558,800	14,000	15,572,800
	1. 市債	15,558,800	14,000	15,572,800
歳入合計		162,722,110	490,563	163,212,673

(註) 「第21款 諸収入」、「第22款 市債」を「第22款 諸収入」、「第23款 市債」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		18,904,350 ^{千円}	17,558 ^{千円}	18,921,908 ^{千円}
	1. 総務管理費	12,766,356	5,558	12,771,914
	2. 企画費	3,277,133	12,000	3,289,133
3. 民生費		74,675,044	64,931	74,739,975
	2. 児童福祉費	25,532,687	64,931	25,597,618

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		13,667,761 ^{千円}	388,074 ^{千円}	14,055,835 ^{千円}
	1. 保健衛生費	4,584,742	388,074	4,972,816
11. 教育費		13,996,392	122,320	14,118,712
	7. 保健体育費	2,733,931	122,320	2,856,251
14. 諸支出金		608,335	△ 102,320	506,015
	2. 財政調整基金	107,320	△ 102,320	5,000
歳出合計		162,722,110	490,563	163,212,673

第2表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
福祉施設整備事業	377,500 ^{千円}	391,500 ^{千円}
計	15,558,800	15,572,800

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(単位：千円)

(歳 入)	款	補正前の額	補正額	計
16	国庫支出金	35,583,192	412,386	35,995,578
21	繰越金	-	51,966	51,966
22	諸収入	3,167,493	12,211	3,179,704
23	市債	15,558,800	14,000	15,572,800
	歳 入 合 計	162,722,110	490,563	163,212,673

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	18,904,350	17,558	18,921,908			17,558	
3 民生費	74,675,044	64,931	74,739,975	28,154	14,000	22,777	
4 衛生費	13,667,761	388,074	14,055,835	384,232		3,842	
11 教育費	13,996,392	122,320	14,118,712			110,109	
14 諸支出金	608,335	△102,320	506,015			△102,320	
歳 出 合 計	162,722,110	490,563	163,212,673	412,386	14,000	51,966	
				一般財源内訳	繰越金	51,966	

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
3 衛生費国庫補助金	78,001	384,232	462,233	1 予防費補助金	384,232	新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金	
計	3,767,839	384,232	4,152,071				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
2 民生費国庫交付金	4,501,650	28,154	4,529,804	4 認定こども園 施設整備事業 費交付金	28,154	就学前教育・保育施設整備交付金
計	9,780,219	28,154	9,808,373			

第16款 国庫支出金

第21款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	—	51,966	51,966	1 繰越金	51,966	歳計剰余繰越金	
計	—	51,966	51,966				

第21款 繰越金

第22款 諸収入

第4項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 雑入	2,403,234	12,211	2,415,445	9 教育費雑入	12,211	学校給食費収入	
計	2,403,402	12,211	2,415,613				

第22款 諸収入

第23款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
2 民生債	377,500	14,000	391,500	1 福祉施設整備事業債	14,000	児童福祉施設整備事業債
計	15,558,800	14,000	15,572,800			

第23款 市債

3. 歳出
第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 財政管理費	1,874	5,558	7,432	一般財源 5,558	22 償還金利子及 び割引料	5,558	財政事務経費
計	12,766,356	5,558	12,771,914	特定財源 一般財源 0 5,558			

第2款 総務費

第2款 総務費

第2項 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 防災対策費	140,541	12,000	152,541	12,000 一般財源	10 需用費	12,000	防災対策経費
計	3,277,133	12,000	3,289,133	特定財源 一般財源 0 12,000			

第2款 総務費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 児童福祉総務費	2,730,993	22,700	2,753,693	一般財源 22,700	10 需用費 20,000		子どもの貧困対策事務経費 20,000 児童扶養手当事務経費 2,700
10 認定こども園施設整備事業費	344,047	42,231	386,278	特定財源 (内訳) 国庫支出金 28,154 市債 14,000 一般財源 77	18 負担金補助及び交付金 12 委託料	42,231	認定こども園施設整備費補助事業
計	25,532,687	64,931	25,597,618	特定財源 42,154 一般財源 22,777			

第3款 民生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 予防費	1,349,330	388,074	1,737,404	384,232 特定財源 (内訳) 国庫支出金 384,232 一般財源 3,842	12 委託料	388,074	予防接種経費
計	4,584,742	388,074	4,972,816	384,232 特定財源 3,842 一般財源			

第4款 衛生費

第11款 教育費

第7項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 学校給食費	2,556,545	122,320	2,678,865	特定財源 (内訳) 諸収入 一般財源	10 需用費 12 委託料	121,000 1,320	学校給食事務経費 給食食材調達経費
計	2,733,931	122,320	2,856,251	特定財源 一般財源			

第11款 教育費

第14款 諸支出金

第2項 財政調整基金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 財政調整基金	107,320	△102,320	5,000	一般財源 △102,320	24 積立金	△102,320	財政調整基金経費
計	107,320	△102,320	5,000	特定財源 一般財源 △102,320			

第14款 諸支出金

(2) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書 (単位 千円)					
区 分	補 正 前		補 正 後		当該年度末現在高見込額
	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額	
	当該年度中起債見込額		当該年度中起債見込額		
1. 普通債	12,872,100	99,416,976	12,886,100	99,430,976	
(4) その他の	3,922,400	37,154,130	3,936,400	37,168,130	
合 計	15,558,800	179,304,847	15,572,800	179,318,847	

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成4年奈良市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市職員の育児休業等に関する条例第7条第2項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するに当たり、育児休業をしている会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給要件について所要の改正を行おうとするものである。

奈良市税条例の一部改正について

奈良市税条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第1号中「又は金銭」を削り、同号ケを次のように改める。

ケ 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第47条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第47条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第62条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第79条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項ただし書中「場合」の次に「又は市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合」を加え、同条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第158条第1項中「第701条の61第6項」を「第701条の61第7項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第10条の3第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条

第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第62条の改正規定 令和7年4月1日
- (2) 第24条の2第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）第24条の2第1項（第1号ケに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第1号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、寄附金税額控除に係る規定の整備、職権による減免を可能とする規定の追加、認定長期優良住宅に係る特例の適用についての規定の新設等所要の改正を行おうとするものである。

奈良市国民健康保険条例の一部改正について

奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第9条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保

険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第10条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第12条の見出し、同条第1項各号列記以外の部分及び同項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第12条の2から第12条の5までを次のように改める。

第12条の2から第12条の5まで 削除

第12条の5の2を削る。

第12条の6を次のように改める。

(基礎賦課限度額)

第12条の6 第9条の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。

第12条の6の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第12条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第12条の6の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第12条の6の5の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号及び第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第12条の6の6から第12条の6の9までを次のように改める。

第12条の6の6から第12条の6の9まで 削除

第12条の6の10を次のように改める。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第12条の6の10 第12条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、22万円を超えることができない。

第12条の7第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条第1項中「若しくは特例対象被保険者等でなくなつた」を削り、「、第12条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第12条の6の6」を削り、「又は減少」を「若しくは減少」に改め、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となつた場合」を加え、「若しくは第12条の5」及び「若しくは特例対象被保険者等ではなくなつた」を削り、同条第2項中「、第12条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第12条の6の6」及び「若しくは第12条の5」を削る。

第16条第1項中「又は第12条の2」を削り、同条第3項中「又は第12条の2」及び「又は第12条の6の6」を削り、同条第4項中「又は第12条の2」を削る。

第16条の3第1項中「又は第12条の5」を削り、同条第3項中「又は第12条の5」、「又は第12条の6の8」及び「、「第12条第2項」とあるのは「第12条の6の5第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第12条の5」を削り、同条第6項中「又は第12条の5」、「又は第12条の6の8」及び「、「第12条第2項」とあるのは「第12条の6の5第2項」と」を削る。

第16条の4第1項中「又は第12条の2」を削り、同条第3項中「又は第12条の2」及び「又は第12条の6の6」を削り、同条第4項及び第5項中「又は第12条の2」を削り、同条第7項中「又は第12条の2」及び「又は第12条の6の6」を削り、同条第8項中「又は第12条の2」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

国民健康保険法の一部改正に伴い、退職者医療制度の終了に伴う経過措置に係る規定が削除されたことから、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市体育施設条例の一部改正について

奈良市体育施設条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例（昭和60年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第4備考第5項中「照明」を「小型照明」に改め、同表備考中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 主競技場（独占使用の場合に限る。）を大型照明を伴い使用する場合は、当該使用料の額に30分（30分に満たないときは、30分とみなす。）につき、次に掲げる額を加算した額とする。ただし、入場料の類を徴収しない場合の使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。

- (1) 全部を点灯する場合 53,000円
- (2) 3分の2を点灯する場合 35,000円
- (3) 2分の1を点灯する場合 26,000円
- (4) 3分の1を点灯する場合 17,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市体育施設条例別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の使用承認に係る使用料について適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

鴻ノ池陸上競技場主競技場の大型照明設備設置に伴い、その使用料に係る規定を新設するほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市営住宅条例の一部改正について

奈良市営住宅条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ク(ア)中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同号ク(イ)中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「において」の次に「これらの規定を」を加え、同号ク(ウ)中「婦人相談所等」を「女性相談支援センター等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

奈良市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「12,440」を「12,500」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に、「10,670」を「10,800」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた奈良市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例に

よる。

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の補償基礎額を改定しようとするものである。

奈良市水道事業及び下水道事業の設置 等に関する条例の一部改正について

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年奈良市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第2 奈良市公共下水道事業の部都市計画公共下水道事業の項中「320, 664」を「319, 564」に、「143, 465」を「143, 155」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

公共下水道の事業計画の変更に伴い、公共下水道事業のうち、都市計画公共下水道事業の計画処理人口及び計画1日最大処理水量を改めるため、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準
並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改
正について

奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年奈良市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

水道法及び水道法施行規則の一部改正により、水道整備及び水道管理行政の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたことに伴い、所要の規定の整理を行おうとするものである。

財産の取得について

奈良市立一条高等学校・附属中学校校舎建設事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

1. 物品の表示

名 称	種 類 ・ 数 量
机・椅子等の什器	別表のとおり

2. 契約金額 44,990,000円

3. 契約の相手方 奈良県磯城郡田原本町大字阪手658番地の1
株式会社カギオカ
代表取締役社長 鍵岡 種彦

別 表

物品種類		数量	物品種類		数量
シェルフ用棚板	W800×D430	5	収納庫 3枚引き違い戸	W900×D450×H915	1
シェルフ用棚板 (ディスプレイユニット)	W1210×D430	1	収納庫用ベース	W900×D438×H60	7
シェルフ用棚板	W1210×D430	1	収納庫用天板	W900×D450×H20×SH20	6
	W800×D430	1	収納庫用天板 (配線用)	W900×D550×H20	1
シェルフ用支柱	W22×D432×H1720	3	耐火金庫	W680×D725×H1440	1
	W22×D432×H1310	3	デスク	W1400×D625×H720	4
	W22×D432×H1720	5	ワゴン	W395×D502×H648	8
壁固定金具	W18×D17×H65	6	デスク	W3000×D1200×H720	7
床固定金具	W20×D60×H10	6		W3000×D1200×H720	2
シェルフ用棚板	W798×D388×H17	5		W2000×D1200×H720	5
	W1205×D388×H17	1		W2000×D625×H720	2
シェルフ用パネル	W800×D20×H408	17		W2000×D625×H720	1
	W1210×D20×H408	3	ワゴン	W395×D502×H648	72
シェルフ用ホワイトボード	W760×D12×H800	3	デスク	W2400×D600×H720	2
テーブル (台形)	W1460×D650×H720	14		W1800×D600×H720	3
チェア	W560×D480×H780×SH435	21	4人用ロッカー	W900×D450×H1050	22
	W560×D480×H780×SH435	21	収納庫用ベース	W900×D438×H60	22
デスク	W2400×D1400×H720	1	収納庫用天板	W900×D450×H20×SH20	22
	W2400×D1400×H720	1	収納庫 3枚引き違い戸	W900×D450×H1050	18
机上パネル	W2398×D24×H500	2	収納庫用ベース	W900×D438×H60	18
	W24×D688×H500	6	収納庫用天板	W900×D450×H20×SH20	18
	W24×D688×H500	4	収納庫 3枚引き違い戸	W900×D450×H915	6
事務用回転イス	W660×D550×H850×SH400	16	収納庫用ベース	W900×D438×H60	6
デスク	W2400×D1400×H720	1	収納庫用天板 (配線用)	W900×D550×H20	6
	W2400×D1400×H720	1	配線用エンドパネル	W12×D100×H1003	1
グループテーブル	W650×D450×H720	80	収納庫 3枚引き違い戸	W900×D450×H1050	1
会議イス	W475×D550×H815×SH435	80		W900×D450×H1050	1
テーブル (角形)	W1800×D900×H900	8	収納庫用ベース	W900×D438×H60	1
演台	W905×D505×H1070	1	壁固定金具	W110×D135×H55	1
デスク	W2400×D1200×H720	3	収納庫 3枚引き違い戸	W900×D450×H915	1
ワゴン	W395×D502×H648	12	収納庫用ベース	W900×D438×H60	1
会議テーブル	W1500×D450×H720	2	収納庫用天板 (テーブル脚タイプ)	W1600×D900×H1000	1
スツール	W405×D405×H455×SH455	4	チェア	W560×D480×H780×SH435	8
収納庫 オープン	W900×D450×H915	4	テーブル (角形)	W1500×D900×H900	2
収納庫用ベース	W900×D450×H60	4	会議テーブル	W1800×D450×H720	6
収納庫用天板	W1350×D1350×H25	1	会議イス	W475×D550×H815×SH435	18
4人用ロッカー	W900×D450×H1050	2	センターテーブル	W1500×D600×H500	1
収納庫 3枚引き違い戸	W900×D450×H1050	4	ソファ	W1670×D650×H760×SH410	1

物品種類		数量
アームチェア	W610×D650×H760×SH410	2
会議テーブル	W1800×D900×H720	2
会議イス	W475×D550×H815×SH435	12
センターテーブル	W1500×D600×H500	1
ソファ	W1670×D650×H760×SH410	1
アームチェア	W610×D650×H760×SH410	2
センターテーブル	W1200×D600×H450	1
ソファベッド	W1835×D820×H690×SH400	1
アームチェア	W805×D910×H690×SH400	2
クロススクリーン	W1810×D400×H1835	2
収納庫 3枚引き違い戸	W900×D450×H1050	1
	W900×D450×H1050	1
収納庫用ベース	W900×D438×H60	1
壁固定金具	W110×D135×H55	1
2人用ベンチ	W1000×D500×H420×SH420	2
	W1000×D500×H420×SH420	2
作業用イス	W490×D430×H590	2
実習イス	W390×D390×H460	40
	W300×D300×H460	45
両袖デスク	W1400×D600×H720	2
スタールロッカー 6人用	W900×D380×H880	140
シューズ棚	W1500×D350×H880	11
整理戸棚	W1800×D450×H2000	2

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合同規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

(別紙)

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合同規約の一部を変更する規約(案)

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合同規約(平成17年1月1日奈良県指令市町村第989号)の一部を次のように変更する。

第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(解散に伴う事務の承継)

第22条 組合の解散に伴う事務の承継については、組合市町村が議会の議決を経てする協議をもって定める。

附則

この規約は、奈良県知事の許可があった日から施行する。

○奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組規約（平成17年1月1日奈良県指令市町村第989号）の一部を改正する規約（案）新旧対照表

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第21条（略）</p> <p><u>（解散に伴う事務の承継）</u></p> <p><u>第22条 組合の解散に伴う事務の承継については、組合市町村が議会の議決を経てする協議をもって定める。</u></p> <p>（その他）</p> <p><u>第23条</u> この規約に定めるもののほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、組合会の議決を経て、管理者が定める。</p>	<p>第1条～第21条（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（その他）</p> <p><u>第22条</u> この規約に定めるもののほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、組合会の議決を経て、管理者が定める。</p>

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、別紙のとおり構成市町村の協議により定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

(別紙)

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の 解散に関する協議書（案）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を解散することについて、次のとおり定める。

（奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散）

第1条 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合（以下「組合」という。）は令和7年3月31日をもって解散する。

（事務の承継）

第2条 組合の解散に関し、公文書（債権移管に伴う公文書を除く。）の管理事務、労働保険の精算事務、その他の組合の解散に伴う事務については、五條市が承継する。

2 一般会計に係る残余金及び未収金は、五條市に帰属させ、当該会計に属する未払金及びその他の必要な経費を差し引いた後においても、なお残余金が生じた場合は、組合の設立から解散に至るまでの間に構成市町村が組合に負担した別表の負担金の割合に応じて同市が配分する。

3 市町村特別会計に係る未収金については、当該未収金に係る住宅新築資金等の貸付を行った市町村に帰属させるものとする。

4 一般会計に係る組合の収支は解散の日をもって打ち切り、組合管理者であった五條市長がこれを決算する。

5 前項の規定による決算は、五條市長が、これを同市の監査委員の審査に付し、その意見を付けて同市の議会の認定に付するものとする。

6 市町村特別会計に係る組合の収支は解散の日をもって打ち切り、組合管理者であった五條市長が決算し、各市町村特別会計の当該市町村の長に送付する。

7 前項の規定により送付を受けた市町村の長は、当該市町村の監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該市町村議会の認定に付するものとする。

（その他）

第3条 この協議書に定めるもののほか必要な事項は、構成市町村の協議により定める。

別表

(構成市町村の負担金の割合)

市町村名	割合 (%)
奈良市	16.21
大和高田市	10.22
天理市	5.26
橿原市	8.58
五條市	3.20
御所市	13.75
葛城市	0.22
宇陀市	15.56
山添村	0.17
三郷町	13.71
三宅町	1.64
曾爾村	3.44
御杖村	0.35
高取町	3.15
河合町	3.41
吉野町	1.13
合計	100.00

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の
解散に伴う財産の処分について

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、別紙のとおり構成市町村の協議により定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

(別紙)

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の 解散に伴う財産の処分に関する協議書（案）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産処分をすることについて、次のとおり定める。

- 1 財政調整基金（以下「基金」という。）については、令和6年度末の基金残高を、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合（以下「組合」という。）の設立から解散に至るまでの間に構成市町村が組合に負担した別表の負担金の割合に応じて配分する。
- 2 物品については、廃棄処分とする。
- 3 「奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合電算システム」の著作権については、これを放棄する。
- 4 令和7年1月31日時点において残存する、構成市町村が貸付けを行った住宅新築資金、宅地取得資金及び住宅改修資金（以下「住宅新築資金等」という。）に係る債権については、令和7年2月1日付けで当該住宅新築資金等の貸付けを行った市町村に当該市町村に係る債権を移管するものとする。ただし、令和7年1月31日時点において、競売事件が完了していない等で残債権額が確定していない債権については、確定後、令和7年3月31日までの間に速やかに移管するものとする。

別表

(構成市町村の負担金の割合)

市町村名	割合 (%)
奈良市	16.21
大和高田市	10.22
天理市	5.26
橿原市	8.58
五條市	3.20
御所市	13.75
葛城市	0.22
宇陀市	15.56
山添村	0.17
三郷町	13.71
三宅町	1.64
曽爾村	3.44
御杖村	0.35
高取町	3.15
河合町	3.41
吉野町	1.13
合計	100.00

固定資産評価員の選任について

固定資産評価員として、次の者を選任いたしたいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

住所 

氏名 小西啓詞



履 歷 書

氏 名 小 西 啓 詞

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

監査委員の選任について

監査委員のうち、東口喜代一氏は、令和6年6月30日付けをもって、その任期が満了せられることに伴い、同氏を再び同委員として選任いたしたい。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

住 所



氏 名

ひがし ぐち き よ いち
東 口 喜 代 一



